

松 山 大 学 論 集
第 29 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 8 年 2 月 発 行

伊藤秀夫と松山商科大学の誕生（その3）

川 東 靖 弘

伊藤秀夫と松山商科大学の誕生（その3）

川 東 埤 弘

目 次

はじめに

第1章 生誕～松山高商教授就任まで

第2章 松山高商～経専教授時代

第1節 戦前・戦時期（1926年9月～1945年8月）

第2節 戦後期（1945年8月～1947年2月）（第29巻第4号）

第3章 松山経済専門学校校長時代－大学昇格に向けて－

第1節 大学昇格に向けて

第2節 松山商科大学設置認可申請書について

第3節 認可（第29巻第5号）

第4章 松山商科大学長時代

第1節 1949（昭和24）年度

第2節 1950（昭和25）年度

第3節 1951（昭和26）年度

第4節 1952（昭和27）年度

第5節 1953（昭和28）年度

第6節 1954（昭和29）年度

第7節 1955（昭和30）年度

第8節 1956（昭和31）年度

第5章 伊藤秀夫の死

まとめ

第4章 松山商科大学長時代

1949（昭和24）年4月1日、伊藤秀夫松山経済専門学校長が松山商科大学初代学長に就任した。そして、財団法人の専務理事も兼務した。この時、65歳であった。

第1節 1949（昭和24）年度

松山商科大学（以下、松山商大と略）発足時の校務体制は、教務課長は高商時代以来長く続けていた大鳥居蕃教授（1934年10月～1949年4月）に代わり、新しく太田明二教授が就任した（1949年4月12日～1957年4月30日）。学生課長は古茂田虎生教授が引き続き務め（1948年1月～1952年5月）、また庶務課長も増岡喜義教授が引き続き務め（1943年3月～1952年6月）、伊藤学長を補佐した¹⁾。また、財団法人面では星野通教授（1946年12月～）と大鳥居蕃教授（1947年9月～）が法人理事を引き続き務め、伊藤専務理事を補佐した。

大学発足時の教授陣は、次の通りである（かっこ内は生年月日、学歴、就任年、担当科目）。

学長 伊藤秀夫（1883年9月19日、早稲田大学卒、1926年9月）

教授

古川洋三（1898年7月12日、関西学院高商部、ウイスコンシン大学卒、1923年4月、英語、交通論、保険論）

星野 通（1900年10月1日、東京帝大卒、1925年4月、民法第1部、2部、3部）

大鳥居蕃（1901年5月29日、東京商大卒、1925年6月、国際経済論、

1) 『松山商科大学六十年史（資料編）』129頁。学生課長、生徒課長名には歴史があり、松山高商発足時には学生課長名であったが、1933年5月より生徒課長名となり、1949年4月から再び学生課長名に改めた。

国際金融論，商業政策)

増岡喜義（1903年12月25日，九州帝大卒，1929年5月，財政学）

川崎三郎（1900年9月5日，東京商大卒，1934年10月，経営比較）

浜一衛（1909年9月2日，京都帝大卒，1938年4月，第二外国語・
華語）

古茂田虎生（1902年10月2日，東京商大予科卒，1941年4月，英語）

太田明二（1909年5月30日，神戸商業大卒，1933年6月，1946年11
月，景気論，会計学）

伊藤恒夫（1912年1月3日，京都帝大卒，1948年3月，倫理学，教育学）

助教授

山内一郎（1903年1月14日，九州帝大卒，1947年3月，英語）

二神春夫（1909年3月3日，九州帝大卒，1947年9月，英語，実用英語）

五島 伝（1905年12月3日，日本体育専門学校卒，1948年9月，体育）

講師

高橋 始（1899年4月7日，早稲田大学卒，1926年4月，政治学）

三好俊夫（1921年10月22日，神戸商業大卒，1946年11月，生産管理，
労務管理）

越智俊夫（1924年1月11日，東京帝大卒，1946年12月，商法2部，
社会法）

作道洋太郎（1924年9月23日，九州帝大卒，1947年9月，社会思想史）

研究員

元木 淳（1922年2月8日，東京商大卒，1949年3月，財務管理，簿
記実践²⁾

そして、大学発足にともない、伊藤学長は4月1日、新しい専任教員を大量に採用した（生年月日、学歴、経歴、担当科目）。

専任教授

重松俊章（1883年11月18日，九州帝大卒，文学士。元九州帝大教授。
歴史学，文化史）

根岸正一（1889年1月1日，神戸高商卒。小樽高商，高松高商，福知
山高商教授等。原価計算，会計監査）

藤本貫一（1893年5月1日，大阪高等工業学校応用化学科卒。工学博士。
住友鉱業別子鉱業勤務を経て大阪ペイント研究部長。化学）

上田藤十郎（1899年11月15日，京都帝大卒，京大農学部講師，昭和
高商教授，大阪女子経済専門学校教授，名古屋市史編纂主
任等。経済史概論，日本経済史）

山下宇一（1899年12月1日，東京商大卒，商学士。元大分経専教授。
銀行論，金融経済学）

八木亀太郎（1908年10月9日，東京帝大卒，文学士。元法政大学教授。
文学，ドイツ語）

専任助教授

菊池金二郎（1905年7月11日，東京商科大学卒，商学士。前，兵庫県
立神戸経済専門学校教授。簿記実践）

専任講師

高村 晋（1907年11月25日，京都帝大法学部卒。元京城経専教授。
法学士，法学）

松木 武（1914年11月16日，京都帝大理学部卒。理学士，数学，統
計学，商業数学）

2) 『松山商科大学申請書類』、『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校，松山商科大学現（旧）教職員名」、『三十年史』84～85頁など。

なお，肩書について，経専では教授であるが，松山商大としては助教授，講師の教員もいる。たとえば，山内一郎，二神春夫，五島伝は経専では教授であるが，松山商大では助教授である。高橋始，三好俊夫，越智俊夫，作道洋太郎は経専では教授であるが，松山商大では講師である。

山本謙一（1919年9月23日，元松山語専教授。経済学士，英語，実用英語）

岡本真一（生年月不明，東京商大卒。元神戸経専教授。貿易論）

さらに，伊藤学長は大学設置にあたり，次のような錚々たる教授陣を外部講師として招いた。なお，住谷悦治，建林正喜，天野元之助教授は前年の『申請』では専任教員として採用の予定であったが，いずれも実現しなかった。

住谷悦治（同志社大学教授。経済原論・社会政策）

建林正喜（広島大学教授。計画経済）

長 守善（中央大学教授。経済学史・経済政策概論）

宮本又次（九州大学教授。西洋経済史）

天野元之助（京都大学教授。東洋経済史）

戸田義郎（神戸大学教授。経営学総論）

丹波康太郎（神戸大学教授。財務管理・簿記原理）

青山道夫（九州大学教授。民法）³⁾

さて，松山商科大学の第1回入学試験について見てみよう。大学入学案内の概要は次の通りである。

〔1，募集人員〕

松山商科大学第一学年 二二〇名（経済学科，経営学科各約一一〇名）

松山商科大学第二学年 二二〇名（経済学科，経営学科各約一一〇名）

松山経済専門学校第二学年 一八〇名

3) 『愛媛新聞』昭和24年4月10日。『三十年史』130, 131頁，『三十年史』の「補遺，松山高等商業（経済専門）学校，松山商科大学現（旧）教職員名」，『松山商大新聞』第23号，1949年5・6月分合併号，1949年6月1日。

2, 入学資格

松山商科大学第一年及び松山経済専門学校第二学年（共通）

イ、新制高等学校を卒業した者

ロ、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

ハ、旧制高等学校高等科、大学予科又は専門学校の第一学年修了者

ニ、その他新制高等学校卒業者と同等以上の学力ありと認められる者

松山商科大学第二年

旧制高等学校高等科、大学予科又は専門学校の第二学年修了者及びこれと同等以上の学力ありと認められた者

3, 試験科目

大学第一年及び経専第二学年志願者 左記教科群のうち一教科

国語、社会（一般社会及び時事問題、東洋史、西洋史、人文地理、国史）、数学（解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何、又は簿記）、理科（物理、化学、生物、地学）、外国語（英語）

但し旧制専門学校出身者は、理科に代えて、商業学、経済学、法律学のいずれか一科目を選択受験することができる。

大学第二年志願者

英語（必答）

哲学、西洋史（ルネッサンス以後）、経済、法律、簿記の内より2科目⁴⁾

募集人員は経済・経営学科とも110名となっている。文部省定員は100名であったので、1割増で募集していることがわかる（後、予算定員と言われるようになった）。また、開学初年度において2年課程まで開講することになって

4) 『三十年史』122～123頁、『五十年史』251～252頁。

いたので、1年生だけでなく2年生の募集も行なった。さらに、経専の1年生修了者が大部分新制大学1年に横滑り入学することが予想されたので、その補充のために経専2年生も募集した⁵⁾

出願は3月1日より25日まで行なわれ、その結果、志願者は大学1年が576名（うち、経専2年併願が246名）、2年が141名、経専2年が265名（うち、大学1年併願が246名）であった⁶⁾。予想通り、経専2年生の大半が大学1年を志願した。

この志願状況について『愛媛新聞』は「新大学は広き門」と題して次のように報道している。

「大学に昇格した松山商大では県下の新制大学に先きだって三月一日から学生募集を行っていたが、二十五日締切った。結果は大学一年、二年それぞれ二百二十名の定員に対し、志願者は大学一年五百三十八名、大学二年百十二名で、大学一年では二・五人弱、大学二年では募集人員の半数という意外な低率で、約六割が県内からの応募者だが、本校在学学生からの志願は大学一年百十七名、二年八十七名。志願者の少なかった原因は新しく昇格する新制大学に対する不評の現われとみられるが、本年度上級学校志願の新制高校卒業生は昨年既に旧制高専に進学した残りであるという点も大きい原因だと学校側では語っている。また志願者中女子は現在在学している近松徳恵さんの大学一年への進学がただ一名あるのみで、これは六・三・三の上にさらに四年をつみかさねる四年大学の過程が女子にとって年齢的に大きい負担になることを物語るものであろう」⁷⁾

志願者数は『三十年史』と『愛媛新聞』とでは若干異なるが、恐らく『三十

5) 『三十年史』121, 122頁。

6) 『三十年史』121頁。

7) 『愛媛新聞』1949（昭和24）年3月27日。

年史』の数字が最終数字であろう。

入学試験は4月1日から3日にかけて、本校、京都、福岡の地で行なわれ、4月11日に合格発表がなされた（合格者数の資料は未入手で不明）。

そして、4月30日、松山商科大学第1回入学式が挙行された。入学者数は1年生は379名、うち経済学科が256名（女子1名）、経営学科が123名であった。経済学科は定員が110名であったので約2倍も入学し、予想が大ききはずれた。他方、2年の入学者はわずか118名で、定員（220名）の約半分であり、これまた予想が大ききはずれた。さらに、経専の2年も定員（180名）のうち、わずか75名しか入学せず、定員を大きく下回り、これまた予想がはずれた⁸⁾

大学開設第1回入学式における伊藤学長の訓辞は次の通りで、大学昇格に対し新田家を始め各界の努力に感謝すると共に、文化国家日本の建設の大業のために日本人の人間としての再生が必要で、そのためには教育改革が必要であり、特に大学教育における人間育成・一般教養の重要性を強調した。即ち、一般教養によって広い視野をもち、世界の事情に通じ、世界の諸国民と互いに交わり、世界平和と人類の福祉増進に貢献し得る様な立派なグッドシチズンをつくることが新制大学の目的であること、そして、大学生活が決してロマンチックなものではないことを覚悟すべきと戒め、体育の意義、スポーツマンシップの意義を格調高く論じた。まさしく伊藤学長の年来の教育観・人生観による本領発揮の式辞であった。

「創立以来二十五年の歴史を持つ松山経専は去る二月二十一日付を以て本年度から松山商科大学として発足する事を認可された。戦災の復興と時を同じくして大学昇格の準備をした最近一年の学校同僚の努力は実に並々ならぬものがあった。信頼すべき各方面の人々から聞くところによると、随分厳選主義を以て審査に当られた設置委員会を、極めてよき成績をもつ

8) 『三十年史』113, 118, 143頁。

て通過したとの事であるが、此の名誉はもちろん我々同僚の努力によるものとは雖も、創立以来多年に亘る設立者新田家の特別の援助、先輩校友の築き上げた信用、父兄の他、後援会各位の多大の援助の賜に他ならぬ事を思ひ、今日ここに非常に多数の父兄の方々の御臨席のもとに本学第一回の入学式を挙げるに当り、新たに我が学園に学ぶ諸兄と共に感謝の意を表す次第である。

今や我々は文化国家としての日本を建設するといふ大業を課せられているので有るが、日本人が唯今申し述べた様な日本人である限りこれは不可能であろう。国民の根本的改造、日本人の人間としての再生を必要条件とする。その唯一の方法は教育の精神及び制度の根本的建直し、特に高等教育の精神の改革が必要で有るといふ事が識者の間で叫ばれた。此の時丁度アメリカ教育使節団に依って与へられた勧告は当時の文教当局及び識者の意見と合致し、此処に六三三四制が生れたので有るが、特に高等教育に於て全く面目を改めた点は前に述べた大学教育の第三の使命として人間育成といふ事を重視し、その為に大学教育の重要な部門として多数の一般教養科目を加へた事である。即ち従来の大学や高専の余りに早く専門に走り、人間として教養を忘れた弊を根本的に改め、従来の狭を専門的立場から見て、一見縁遠く見える所の自然、人生、社会の各部面に多面的に接触し、人間本来の性能を十分に展開させ、それ等の中に於ける自己の位置とそれ等の意義とを正しく覚り、それらの有するあらゆる価値を感受する謙虚なる態度を準備すると共に、他方此れに幻惑して無批判を成し得る如き性格を持つ人物を作る（筆者注：作らぬ）為の教養に重きを置いた事である。かくしてその土台の上立って学の蘊奥を究め、又は職業の訓練を受ければ徒に世論に動かされて盲動する学者や、利己的動機からのみ職業に従事する様な者もなくなるであろう。又、一般教養によって開かれた広き視野によってよく世界の事情に通じ、諸国民の長所短所を知り互に理解して善意を以て交はり、以て世界平和、人類福祉の増進に寄与し得る様な人間が

作られる。かゝる人間として立派なもの、即ちグッドシチズンを作ること
を最大使命として生れたのが新制大学である。故に諸君は自分が生涯専攻
したい学科又は将来身を託せんとする職業と没交渉と見ゆる学科を熱心に
研究せねばならぬのである。これをもって大学の格下げなど、思ふ者は新
制大学生たる資格はない。

新制大学は今迄の高等教育が基礎せまく、且つ弱き真理探求者や職業の
公的、道徳的意義に徹せざる職業人やいたずらに心おごり独善的利己的で
あるために自国の国力を過信して事を構へ、人類の平和を忘れる様な政治
家を作った欠点を改めて、広き教養の上に立ち世界的視野をもち豊かなる
人間性のある学者、職業人、即ちグッドシチズンに指導せられて初めて日
本は再建さるべく、又世界と人類との為に貢献する所ある文化国家たるの
名誉を得るのである。

かく人間育成を主とする結果として、今日以後諸君の学園生活は恐らく
諸君があこがれて居た大学生活よりも一層地味で着実なものであろう。学
ばねばならぬ科目は必ずしも自分の趣味と一致しないであろう。かかる学
科をも重要科目として学習せねばならぬことは決して愉快なものではない。
かくせねばならぬことによって得らるゝ精神的訓練そのものも新制大
学の目標の一つである。従つて教授は諸君の怠慢を戒め勤勉忠実なる努力
の習慣を養ふことを重視し、苟も立派な人間形成に必要な道徳的補導を
怠らない。新制大学の重要な任務としてガイダンスという事がかゝげられ
ている所以はこゝにある。学生の勤惰について大学が特別の関心を持って
いることは当然である。

かくして諸君の大学生活は或は今迄夢に描き来つたロマンチックなもの
とは大分色の違う散文的なものであろうことを覚悟すべきである。

次に又新制大学の他の一つの特徴は高尚な専門科目や一般教養科目とは
全く同列に位する他の独立の科目として、体育を重視して居るといふ点で
ある。体育科の内容は種々のスポーツの練習及び理論と公衆衛生講義である。

これは健全なる肉体が完全に育成せられたる人間の重要な要素であること、又かゝる人間の生活の社会性にかんがみ、又他方ではスポーツによって養わるゝフェアプレーを生命とするスポーツマンシップが上に述べた大学に於て育成せらるゝグッドシチズンの道徳的内容の主たるものであることを思へば容易に理解出来る筈である。

新制大学に於けるスポーツは一つの面白い勝負事として徒らにファンを喜ばすものであってはならぬ。此意味に於て諸君は或る従来 of スポーツ観を改め、新しき熱意を以て体育に精進することを要請せらるゝであろう」⁹⁾

この第1回の入学者の学生の中に、今井瑠璃男（1928年1月14日松山市生まれ。旧制新田中学卒、旧海軍経理学校敗戦中退、1949年旧制松山高等学校卒。2年編入生。後、愛媛新聞社社長）や水木儀三（1929年生まれ。陸軍士官学校敗戦中退。2年編入生。後、伊予銀頭取）などがいた。

第1回入学式に関し、『愛媛新聞』は「背広姿もまじる 松山商大、晴れの開校」と題し、次のような記事を載せている。

「松山商大第一回入学式は三十日午前九時から行われたが、服装は規定しない方針で背広姿も交る入学風景であった。授業は二日からだが、大学二年編入は志願者が募集人員（二百名）の半数にしか達せず、九五名で発足。近く再募集する。

学費しめて一万七千円

この日外来専任教授の重松俊章氏（前九大教授）、八木亀太郎氏（前法大教授）、工博藤本貫一氏（大阪ペイント）、山下宇一氏（前大分経専）をはじめ専任講師の顔も見えた。大学昇格と同時に学費もはねあがり、授業料九千六百円、特別負担金三千六百円、入学金三千円、その他合わせて一

9) 『松山商大新聞』第23号、1949年5・6月分合併号、1949年6月1日。『五十年史』252～254頁。

万七千円の入費である。

戦後のインフレに私立諸学校はいずれも経営方面は火の車であったが、そこへ改革で大学昇格のため教授陣の拡充、設備の充実を余儀なくされたので、昇格はまさに痛し痒しで、従来十八名の教授が大学完成年度には教授三十一、助教授十七、講師十五、計六十三名に膨張することになっており、その七割近くが初年度から迎えられるので、学校経営費も昨年の経専門時代の年額四百六十万円台から本年度は一躍千二百万円台が見込まれ、しかもこのうち七割は高給者を多数招聘した人件費に注入され、校費はやむなく三百万円台に押さえられるという有様。しかも予算千二百万円の八割は授業料によっており、他の二割が入学金、生徒負担金、寄附、県などの補助であるから、この高い授業料もまたやむを得ないと学校では語っている」¹⁰⁾

さて、大学発足時の講義科目ならびに陣容は次の如くであった¹¹⁾

専任はいうまでもなく本学の専任教員であり、兼任は他大学からの講師＝非常勤であり、兼担は本学の専任教員が他科目を兼務担当する意味である。

学科目	担当者	職名	専任兼任兼担の別
一般教養科目			
A 人文科学関係			
哲学	大喜多秀	講師	兼任
論理学	大喜多秀	講師	兼任
心理学	宇津木保	講師	兼任
倫理学	伊藤恒夫	教授	専任
教育学	伊藤恒夫	教授	専任

10) 『愛媛新聞』1949(昭和24)年5月1日。

11) 『松山商大新聞』第23号, 1949年5, 6月合併号。『三十年史』130~132, 142頁。

人文地理学	村上節太郎	講師	兼任
文化史	重松俊章	教授	兼任
文学	八木亀太郎	教授	専任
東洋思想史	今村完道	教授	兼任
英語	古川洋三	教授	兼任
英語	古茂田虎生	教授	専任
英語	二神春夫	助教授	専任
英語	山内一郎	助教授	専任
英語	山本謙一	講師	兼任
独逸語	三好助三郎	講師	兼任
独逸語	八木亀太郎	教授	専任
独逸語	吉元真一	講師	兼任
中華語	浜 一衛	教授	専任
B 社会科学関係			
社会科学概論	住谷悦治	教授	兼任
法学	高村 晋	講師	専任
政治学	高橋 始	講師	専任
経済学	建林正喜	教授	兼任
歴史学	重松俊章	教授	専任
家政学	未定		
C 自然科学関係			
自然科学概論	橋本吉郎	講師	兼任
数学	松木 武	講師	専任
化学	藤本貫一	教授	専任
生物学	大植登志夫	講師	兼任
地学	未定		
統計学	松木 武	講師	専任

工学 未定

経済学科専門科目

A 経済学部門

経済原論	住谷悦治	教授	兼任
経済学史	長 守善	教授	兼任
景気論	太田明二	教授	兼任
計画経済	建林正喜	教授	兼任
経済学特殊講義	未定		

B 経済史部門

経済史概論	上田藤十郎	教授	専任
西洋経済史	宮本又次	講師	兼任
東洋経済史	天野元之助	教授	兼任
日本経済史	上田藤十郎	教授	専任

C 経済政策部門

経済政策概論	長 守善	教授	兼任
商業政策	大鳥居蕃	教授	専任
工業政策	未定		
農業政策	中尾 敏	講師	兼任

D 財政及び金融部門

財政	増岡喜義	教授	専任
金融経済学	山下宇一	教授	専任

E 国際経済部門

国際経済論	大鳥居蕃	教授	専任
国際金融論	大鳥居蕃	教授	専任

F 統計学部門

経済統計学	家本秀太郎	講師	兼任
-------	-------	----	----

G 地理学部門			
経済地理学	村上節太郎	講師	兼任
経営学科専門科目			
A 商業学部門			
配給論	未定		
銀行論	山下宇一	教授	専任
貿易論	岡本真一	講師	兼任
交通論	古川洋三	教授	専任
保険論	古川洋三	教授	専任
商品学	菅野源一郎	講師	兼任
商業数学	松木 武	講師	兼担
実用英語	二神春夫	助教授	専任
実用英語	山本謙一	講師	専任
商業学特殊講義	未定		
B 経営学部門			
経営学総論	戸田義郎	講師	兼任
生産管理	三好俊夫	講師	専任
労務管理	三好俊夫	講師	専任
財務管理	丹波康太郎	講師	兼任
経営比較	川崎三郎	教授	専任
経営学特殊講義			
(科学的管理法)	鈴木 隆	講師	兼任
C 会計学部門			
会計学	太田明二	教授	専任
簿記原理	未定		
簿記実践	菊池金二郎	助教授	専任
原価計算	根岸正一	教授	専任

会計監査	根岸正一	教授	専任
共通専門科目			
A 社会学部門			
社会学	未定		
社会政策	住谷悦治	教授	兼任
社会事業	未定		
社会思想史	作道洋太郎	講師	専任
B 法学部門			
民法（第一部）	星野 通	教授	専任
民法（第二部）	星野 通	教授	専任
民法（第三部）	星野 通	教授	専任
民法（第四部）	青山道夫	教授	兼任
商法（第一部）	今井源良	講師	専任
商法（第二部）	越智俊夫	講師	専任
商法（第三部）	今井源良	講師	専任
社会法	越智俊夫	講師	専任
憲法	大野盛直	講師	兼任
法学特殊講義	高村 晋	講師	兼任
体育			
体育実技・講義	五島 伝	助教授	専任
体育講義	菅井久隆	講師	専任

この授業科目の担当者ならびに専任，兼任，兼担について少しコメントしておこう。

①授業科目の担当者ならびに専任，兼任が『申請書類』に照らし少なからず変更していることである。例えば経済学科の経済原論は建林正喜（広島大学教授）から住谷悦治（同志社大学教授）に，経済学史は住谷悦治から長守善（中

中央大学教授)に、経済史概論は宮本又次(九州大学教授)から上田藤十郎(本学教授)に、日本経済史は作道洋太郎(本学講師)から上田藤十郎に変更である。

- ②授業科目中基本科目の担当者が少なからず兼任(非常勤)となっていることである。例えば経済学科の経済原論、経済学史、経済政策等。経営学科の経営学総論等。これは住谷悦治や建林正喜の専任教授への招聘が実現できなかったためであるが、問題であろう。

松山商科大学発足と共に「松山商科大学学友会」が発足した。「松山経専校友会」を改称したものであった¹²⁾

また、大学発足と共に学生の活動も活発化し、このとき文部省よりだされていた大学法案=大学管理法案に対し、経専の自治会は5月24日、抗義ストを行なうなどした。しかしその後、経専自治会は一般学生の意識と乖離し、解散した。そして、6月24日新しい自治会が発足している¹³⁾

1949(昭和24)年度の『学生便覧』が5月末に配布された。その中に「将来計画として法学部をできるだけ早く設置する」¹⁴⁾旨の記載があった。『大学設置認可申請書類』の一四「将来の計画」で「A 法学部増設は県市各方面より要望せられているので、財政上及び教授選任上より当分困難であるが、出来得る限り早く実現したい」と記していたが、それを『学生便覧』に盛り込んだ。しかし、法学部が開設されるのは、1988年であり、何と39年後である。

5月29日、伊藤学長は故新田長次郎の誕生日を期し、松山商科大学開学記念式典を挙行了。愛媛県、松山市、各種団体代表者、本学財団関係者、温山会関係者等多数列席し、一橋大学教授・歴史学者の上原専禄氏(京都市の生まれだが、小学校、中学校時代松山に居住)が記念講演を行なった¹⁵⁾

12) 『五十年史』254頁。

13) 『松山商大新聞』第23号、1949年5・6月分合併号、1949年6月1日。同24号、1949年7月1日。ただし、その後自治会は自然消滅する。

14) 1949(昭和24)年度の『学生便覧』。

6月、教授会は「指導教授制度」を制定した。この指導教授制度は新入生をして在学中の指導者として専任教員一人を選び学習その他をこの指導教授に相談せしめる制度であった¹⁵⁾

9月15日、理化学室が竣工した（4号館の南側）。

9月、中国語の浜一衛教授が退職した。1938（昭和13）年4月赴任以来中国語の中心教員で、大学開設の重要な教員でもあった¹⁷⁾。そのため、11月、伊藤学長は中国語の嘱託講師として小原一雄を採用した¹⁸⁾

1950（昭和25）年1月、『松山商大論集』第1号が「開学記念論文集」として本学商経研究会（会長は伊藤秀夫学長）により創刊された。商経研究会は1933（昭和8）年4月商事調査会として発会し、1938（昭和13）年「商経研究会」に再組織され、同年12月「松山高商論集」第1号（創立15周年記念号）が刊行され、1944（昭和19）年に校名変更と共に「松山経専論集」に改められ、第7号（1949年2月）まで刊行された。そして、1949年4月大学昇格と共に「松山商大論集」に改名され（題字は伊藤秀夫学長）、1950年1月に「開学記念論文集」が「社会科学の諸問題」と題して創刊されたのである。

伊藤学長が「開学記念論集に寄す」と題し、次のような巻頭の辞を述べている（筆者注：句読点、改行等をして読みやすくした）。そこでは、伊藤学長の米国教育使節団の勧告を受け入れ、新制大学における一般教養の重要性への認識とともに、新制大学における大学教授の3つの使命・任務－①学者として真理の探求、②教師として学生をグッドシチズンたらしめる養成、③師匠として学生に真の職業人たらしめる技術的訓練－が論ぜられ、伊藤学長の深い洞察が窺われる。

15) 『三十年史』135頁。

16) 『五十年史』254頁。

17) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」より。

18) 小原一雄は1913年10月5日生まれ。東京外国語学校卒、大連高等商業学校教授等をへて松山外国語専門学校教授（『三十年史』141頁。『松山商大新聞』第60号、昭和29年12月17日）。

「今度松山商科大学開学の記念として、ここに開学記念論集を発刊するに当り、本学教授諸氏が全員各其専門とする学術に関する有益なる論文を寄せられたことに対し、私はここに深き感謝の意を表する次第である。

去る昭和二十一年春、米国教育使節団によって作られた報告書『日本の高等教育機関における学科課程においては、大部分一般教育の機会が少なきに過ぎ、専門化が早期に過ぎ且つ狭きに過ぎ、又職務或は職業重視が大に過ぎて居る。自由な思考に対するより多くの背景と職業的訓練のよって根拠とすることの出来るよりすぐれた基盤とを提供するために、より広範な人文的態度が培はねばならない』といふ一節がある。

これはこれによって一般教育に必須なる科目を多分に取り入れ、而もこれを専門教育の予備と見なさず、如何なる専門教育にも職業教育にも、其基盤として必須なる人文的態度の培養と人間精神性能の展開とのための教養として取り入れた上に、特に我々の注意すべきは事には、これを従来専門学術研究の殿堂とのみ思はれ勝であった大学教育其者の中で、教へらるべき重要科目とした様な、新しい高等教育機関を作るべきことを勧告したものであった。幸に我国の斯界の権威者達も同じ意見であって、ここに所謂新制大学が生まれたのである。

かかる新制大学の職能乃至教授の使命に関しては、此報告書の中に『大学は同等の関心をもって三つの大なる職能を果たすのである。第一に知的自由の伝統を護り、思想の自由を鼓舞し、探究の方法を完全にし…真理愛を育成し、其窮りなき開花の一源泉として社会に奉仕する。第二に大学は才能ある青年男女をしてあらゆる時代と国民との最善の思想と最善の理想とを熟知せしめることによって、彼等に家庭と社会生活との改善作業に於ける指導者の地位、産業と政治とのより有力にしてより情愛ある操作に於けるそれ、諸国民間の理解と善意との促進に於けるそれ、に就く準備をさせる。第三に大学は社会の変化しゆき出現し来る諸要請を常に敏感に察知しつつ、選ばれた青年男女を新旧両用の職業における技術的熟達のために

訓練する』と述べてある。

此三つの職能、従って教授の使命は其間に甲乙なく、皆『同等の関心を以て果さるべき』ものとせられて居るところに新制大学の特色の他の一つを見るのである。即ち大学は真理探求の独自の別世界たるのみでなく、次代文化を担当すべき青年男女の教育や訓練の場所でもあるべきことを強調してある。これは従来の我国の高等教育の短所と現在の我国の地位とに対する深き洞察と温かき同情とから出た勧告として感謝に値するものであらう。

従来大学を専ら學術の蘊奥を究むる世外の聖地視する考え方に余りに傾いた結果、青年男女を教育して尊敬すべき人間、信頼すべきグッドシチズンに育成する労をいとひ、或は職業の真意義を教へ、これに従ふための技術的熟達の訓練をする熱意を欠き、単に卒業と同時に与へらるる資格を形式的に授けることで、能事終った様に考へる弊があったことは、今迄の日本の大学の多大の功績を十分に高く評価するとしても、猶何となく物足りなく思はれた点であった。大学教授は学者であればよいので教師や師匠の真似はせぬものだと思はれて居た様な印象を与へて来た様である。

新制大学の教授はあく迄も自由に真理の探究をして、これにより『社会開花の源泉となる』学者でなければならぬ事は勿論であるが（そして此場合に学生は教授のまじめなる研究態度に心から尊敬の念をいただき、真理愛、科学尊重の念に燃えるであらう。これ即ち其教授が学者たる事によって、最高の意味に於ての教師ともなつて学生を教育して居るのであるが）、それと共に自らの社会人としての実践や経験により学生を教化し、彼等をしてその師の如くよき社会人となり、『家庭と社会との改善に於て指導者の地位に就く』を得しめる様に補導する教師たらねばならぬ。猶又学生が将来真に有意義なる職業に選み得て、それが社会人生における意義に徹し、其結果生ずる新たな熱意と天職意識とを以てその職に従事し得るように教育すると共に、これを可能ならしめるための技術的熟達をも訓練する師匠

でもなければならぬ。

かく教授の使命が人間育成とか職業訓練なども含むといふことは、従来大学における神聖なる最高職能視された真理探究といふ学者的使命を其高き地位から引きおろすことを意味する如く感じてはならぬ。それと同時に他の一方で、若し指導育成ということを本来の重要さ以上に重要視して、その為に教授が学術の研究に力をつくし得ざるに至り、或は遂にこれを学術研究を怠る弁解とするに至る如きことは到底許さるべきでないのは勿論である。教師たるために学者たる使命を怠る場合、何によって学生をして真理を愛し、科学を尊敬する念を起させ得ようぞ。而して真理愛を知らぬ者が、どうしてよく育成せられた社会人たり得ようぞ。此教授は学者として失敗したと同時に教師としても失敗したのである。これに反し、如何に真理探究に熱心すると称しても、教授自身の『広範な地盤が培はれ』て居らず、思想偏狭不健全、生活態度は『指導者たる地位に就く』に値せず、職に精励せずといふ場合もあり得るのであるが、かゝる教授に対して学生は（若し彼等が相当の批判能力ある者ならば）、決してこれを教師として仰がざるのみか、其の教授が自ら学者を以て任ずるにかかわらず、これに心からの尊敬は捧げ得ないであろう。

これ等三つはあく迄も『同等の関心をもって果されねばならぬ』のであるが、ここに一言せざるを得ざることは、多くの大学に於て学者としての天分豊かなる多くの教授が多数の学生の現在及び将来の精神生活、社会生活の正しく且つ幸福ならんことがために、その補導又は就職の斡旋などに、或はまた極めて複雑にして日々の変化も多き大学の教育進行の上に、是非ともなければならぬ重要なプログラムを企画し、以て諸教授をして故障なくその講義を進め得しむるために実に煩瑣な仕事に、黙々として努力し、又本学の如き私学に於ては特にその経営と行政の事務を分担し、而も一方、学者として講義に研究に精進せられつつあることに対して、深き同情と敬意を表せねばならぬ。願ふところはこれ等教授諸氏が学者としての天分を

十分に發揮し得るが如き機構と経理とが一日も早く我々の上に来らんことである。しかし、これ等諸教授が其各自の職務を通じて大学教授としての一つの重要な使命を果たして居るのだといふ意気込を以て苦闘して居られることは多感なる青年学生によき感化を及ぼさずには居ないのである。

かくして教授の学問研究の態度、豊富なる学識に根ざす中正なる人生観、気品ある芸術愛、公正明朗なる紳士の生活、濃やかなれども溺れざる友愛の情などこそ、学生に自由なる真理愛を起させ、かれ等をグッドシチズンたらしめ、眞の職業人たらしむる最良方法なのである。大学教授は平生不斷に自分は青年学生の教師であり、師匠であるべきことを自覚しながら、同時に専攻の學術に関する研究をたゞざる学者であるべきで、ここに新制大学の職能が具体的に仕遂げられるのである。

私は本学教授諸氏がこの意味に於て立派なる大学教授であることを信頼し得ることを此上なき喜びとするものである。顧みれば此の稿徒らに求めることのみ多きに過ぎ、而も現在の本学は内外何れもその整備不十分で、諸教授の熱心な努力に副ひ得ざる状態であるが、これについては諸氏の同情に訴えて、その寛恕を乞はねばならぬと共に、完備を近き将来に期することを誓ふ次第である。

猶、紙数の都合上、数人の教授の論文が本号に載せられなかったと聞くことは、やむを得ないこととはいへ私の最も遺憾とするところである。

昭和二十四年十一月 学長 伊藤秀夫¹⁹⁾

そして、この「開学記念号」に執筆した教授陣並びに論文名を掲げれば次の如くであった。

住谷悦治（同志社大学教授兼本学教授）「幕末、明治西洋経済学移入系譜

19) 『松山商大論集』第1号「開学記念論文集」1950（昭和25）年1月。

- 致富の術としての経済学 -

長 守善（中央大学教授兼本学教授）「更生経済学の展開」

建林正喜（広島大学教授兼本学教授）「国際賃金論序説」

太田明二（本学教授）「賃金と雇用」

三好俊夫（本学教授）「ラーナーの統制経済学について」

川崎三郎（本学教授）「企業の民主化と企業形態」

天野元之助（京都大学人文科学研究所所員兼本学教授）「代田と区田 - 漢代農業技術考 -」

上田藤十郎（本学教授）「三河国前芝における海苔揚割制度」

宮本又次（九州大学教授兼本学教授）「歴史の時代区分について」

山下宇一（本学教授）「英国銀行業の起源に関する異説に就て」

古川洋三（本学教授）「樽廻船について（続）」

作道洋太郎（本学教授）「宇和島藩藩札史」

青山道夫（九州大学教授兼本学教授）「養子制度研究序説」

星野 通（本学教授）「再説現行民法制定史（一）- 法典調査会の成立とその構成 -」

越智俊夫（本学教授）「法典編纂 - 明治法律史の一断片 -」

高橋 始（本学教授）「アショカとその政治思想」

重松俊章（本学教授）「東亜古代の祓除に就て」

八木亀太郎（本学教授）「古代波斯社会制度の文献学的考察 - 特に「種性」の問題について -」

伊藤恒夫（本学教授）「現代日本倫理の二元性 - わが国の封建意識とはいかなるものか -」

浜 一衛（本学教授）「皮黄之の成立」

古茂田虎生（本学教授）「文化と特殊化」

山内一郎（本学教授）「On some Temporal Expression（一）」

山本謙一（本学教授）「Key to English」

1950（昭和25）年3月、第25回卒業式（経専）が挙行され、178名が卒業した²⁰⁾ なお、伊藤学長の式辞は未入手である。

第2節 1950（昭和25）年度

開学2年目である。本年度の校務体制は、引き続き、教務課長は太田明二教授、学生課長は古茂田虎生教授、庶務課長は増岡喜義教授が続き、伊藤学長を補佐した。また、財団法人面では星野通教授（1946年12月～）と大鳥居蕃教授（1947年9月～）が法人理事を続け、伊藤専務理事を補佐した。

伊藤学長は本年度も次のような新しい専任教員を採用した。

助教授

大野武之助（1889年10月28日生まれ、松山中学卒。今治中学、松山中学教諭等歴任。教科教育法、英語）

岩本 猛（1908年5月15日生まれ、1929年3月文部省指定日本体操学校高等科卒。愛媛県立師範学校教授、松山南高等学校教諭等歴任。体育）

講師

山榘忠恕（1922年生まれ、1945年神戸経済大学卒。会計学、会計監査）

今井源良（1887年12月26日生まれ、大正3年7月東京帝国大学法律科卒。朝鮮銀行勤務をへて弁護士開業。商法）

広田喜作（1900年5月26日生まれ、京都帝大文学部卒。フランス語、文学）²¹⁾

本年度の入試が3月中旬に行なわれた。志願者は330名（うち女子1名）で

20) 『三十年史』113頁。なお、『六十年史 資料編』では185名、『温山会名簿』では184名である。卒業生数の違いは、追試、再試で卒業したものと思われる。

21) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」、『三十年史』84～85頁。大野武之助教授退職記念号略歴より。

前年度の576名に比し大きく減少した。前年度よりさらに「広き門」となった。

4月、入学式を行ない、245名（うち女子1名）が入学した。経済学科は125名（うち女子1名）、経営学科は120名であった²²⁾ なお、式辞文は未入手である。

さて、この年は、冷戦体制が激化し、朝鮮戦争が起り、警察予備隊が創設され、日本の再軍備が進められた時代である。また、大学では民間情報教育局顧問であったイールズ博士が1949年7月の新潟大学を皮切りに全国各大学で共産主義思想を持つ教授や学生の追放を説き、イールズ旋風がまきおこり、それに対し、全国の大学でイールズ声明に対する反対運動が激化し、学生運動が植民地化反対、軍事基地化反対、全面講和と占領軍撤退要求へと運動が政治的に先鋭化してきた時である。

そのような時代背景の下、『松山商大新聞』編輯子は、伊藤学長に学生の政治活動の善悪について問うている。伊藤学長の談は次の如くで、研究は良いが実践はよろしからぬというものであった。

「学生が政治の実践運動に参加する事はその本分にもとるところである。又若し学内に於ても同志を募ってそこに宣言書を作り、之を真面目な学生に押しつけて煽動するようなことがあるとすれば、之もよろしからぬことである。併し、政治に関心を持ち、研究し、又互いに討論することなどは良いことであり、より一層すゝめたい位である」²³⁾

同年10月13日、公職・教職追放されていた前、高商校長・経専校長の田中忠夫の追放が政府発表により正式に解除された。田中忠夫は『松山商大新聞』編輯子に対し、感想として現在の生活に余り影響しないが、唯嬉しく心の雲が晴れた感じがする、今後の方針としては現在の仕事を続けたいと思っているので、学校に復帰する考えは今のところ持っていない、と述べている²⁴⁾

22) 『三十年史』143頁。

23) 『松山商大新聞』第27号、1950年7月7日。

また、本年はレッド・パージが全国に吹き荒れ、大学にもそれが及んでいた。『松山商大新聞』の編輯子がレッドパージ、自治会、学問の自由等について伊藤学長に問うている。伊藤学長の考えは次の如くで、全学連の政治的活動には反対で、身近な問題をとりあげる自治会を認める、穏健な考えである。

「レッド・パージに値する教授があるか否かは私は知らぬが、若しありとすれば文相のとられる処置は至極当を得たものとだと思ふ。三審制度はしん重さがうかがえるので結構である。

各大学に自治会のあることは結構なことである。又互に他山の石となるために連絡機関の組織を有することも結構である。併し近年中央に見られる様なことが連合会の面目であるなら、これは却って各大学の自治を許さぬことになって居るから有害無益なものとして解散すべきであろう。敗戦直後の混とんたる政治、思想の中に生れた組合運動の色彩がつづいて居るのである。

学問の自由ということは当然の事である。但し学生が考える必要のある問題だとは思えぬ。そんな事は学者や教授にまかせて置いて、他に学生として取り上げねばならぬ問題が、自分の現在の身分、環境などに直接的な、従って学生にとりて重大な意味のある問題がある様に思う。自分の学園における目の前の様々の問題である。学生としてどうかと思う言動を取てする学生はいないか、学園が汚損せられて居らぬか、図書館や食堂やその他の施設に不完全なことはないか、自分達の不謹しんが教授に影響していることはないか等々、学園生活を美しく楽しくすることは他日社会生活を高雅なものにする訓練であることを考え、その改善のために色々の問題を取り上げ、学生の自分の力でこれを解決する様な運動をすることは、これこそ民主的な自治会の面目でなからうか」²⁵⁾

24) 『松山商大新聞』第28号、1950年11月24日。

25) 『松山商大新聞』第28号、1950年11月24日。

11月18日、私立学校法の実施に伴い、従来の財団法人は学校法人に組織変更が行なわれることになり、本財団では理事会を開き、伊藤専務理事、星野、大鳥居、牧野龍夫、田村清寿の各理事、及び新田家から高橋賢吾理事が出席し、新寄附行為の原案を決定した。それによると、理事、監事を置くのは従来通りだが、専務理事を理事長とし、また、新たに評議員会を復活し、評議員には教職員、温山会、学識経験者から16名を選任し、理事会の諮問にこたえ、また理事会は評議員会に予算案等に意見を聞かなければならないというもので、評議員会の機能・役割を重視するものであった²⁶⁾

そして、12月15日、伊藤専務理事は文部省に対し、財団法人を学校法人に組織変更を申請し、翌1951（昭和26）年3月5日、文部省から財団法人を学校法人に組織変更認可を受け、51年4月から施行されることになった。新しい寄附行為は次の如くであった。

「 学校法人松山商科大学寄附行為

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人松山商科大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、その事務所を愛媛県松山市清水町二丁目百貳拾八番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

（目的）

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、商業経済に関する専門的教育ならびに研究を行うことを目的とする。

（設置する学校）

26) 『松山商大新聞』第29号、1950年12月15日。

第四条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、松山商科大学を設置する。

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人には、役員として理事七人及び監事二人を置く。

2, 松山商科大学長である理事は理事長となる。

(理事会)

第六条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2, 理事会は、理事長が召集する。

3, 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

4, 理事長は、理事の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から十日以内にこれを招集しなければならない。

5, 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

6, 理事会の議事は法令の特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の代表権の制限)

第七条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第八条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が、あらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

（理事の選任）

第九条 理事は左の各号に掲げる者とする。

- 一、松山商科大学長
 - 二、評議員のうちから、評議員の互選によって定められた者二人
 - 三、株式会社新田帯革製造所（旧財団松山商科大学の設立者）、新田護謨工業株式会社、新田膠質工業株式会社及び新田ベニヤ工業株式会社の役員が、その役員中から推薦する者二人。
 - 四、松山商科大学、松山経済専門学校及び、松山高等商業学校の卒業者が組織する温山会（同窓会）が、同会員中から推薦する年齢二十五年以上の四人の候補者のうちから前各号に規定する理事の過半数をもって専任された者二人。
- 2、前項第一号から第三号に規定する理事は、学長、評議員、又は会社の役員の職又は地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第十条 監事は、株式会社新田護謨工業株式会社、新田膠質工業株式会社及び新田ベニヤ工業株式会社の役員が、その役員中から推薦するものとする。

（役員任期）

第十一条 役員（第九条第一項第一号に規定する理事を除く）の任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2、役員は再任されることができる。
- 3、役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第四章 評議員会及び評議員

（評議員）

第十二条 評議員会は、十六人の評議員をもって組織する。

- 2, 評議員会は, 理事長が招集する。
- 3, 評議員会に議長を置き評議員の互選で定める。
- 4, 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には, その請求のあった日から二十日以内に, これを招集しなければならない。
- 5, 評議員会は, 評議員の過半数の出席がなければ, その議事を開き議決をすることができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは, 出席者とみなす。
- 6, 評議員会の議事は出席議員の過半数で決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。

(議決事項)

第十三条 第二十五条第一項に規定する場合ほか, 左に掲げる事項については, 評議員の議決を要する。

- 一, 合併
- 二, 目的たる事業の成功の不能に因る解散

(諮問事項)

第十四条 左に掲げる事項については, 理事会において, あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

- 一, 予算, 借入金 (当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く), 基本財産の処分
- 二, 予算外の新たな業務の負担又は権利の抛棄
- 三, 寄附行為の変更
- 四, 解散 (合併又は破産に因る解散を除く) した場合に於ける残余財産の帰属者の選定
- 五, その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員の選任)

第十五条 評議員は左の各号に掲げるものとする。

- 一、この法人の教育職員のうちから教育職員が互選した者八名。
 - 二、この法人の事務職員のうちから事務職員が互選した者二人。
 - 三、松山商科大学、松山経済専門学校及び松山高等商業学校の卒業者が組織する温山会（同窓会）が、同会員中から推薦する年齢二十五年以上の者二人。
 - 四、評議員会の意見をきいて理事会が選任する学識経験者等四人。
- 2、前項第一号及び第二号に規定する評議員は、この法人の教育職員又は事務職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任期）

第十六条 評議員の任期は三年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2、評議員は再任されることができる。
- 3、評議員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第五章 資産及び会計

（資産）

第十七条 この法人の資産は、左の通りとする。

- 一、別紙財産目録記載の財産
- 二、授業料、入学金及び試験料
- 三、資産から生ずる果実
- 四、寄附金及び補助金
- 五、その他の収入

（資金の区分）

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2、基本財産は、私立学校法施行規則（以下「施行規則」という）第三

条第二項の規定による区分に従い、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産をもって構成する。

3. 運用財産は施行規則第三条第二項の規定による区分に従い、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第十九条 基本財産はこれを消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる積立金の運用)

第二十条 運用財産中の積立金は確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十一条 この法人の設置する学校の経費に要する費用は、授業料、入学金、試験料、資産から生ずる果実、寄附金品、補助金その他の収入をもって支弁する。

(予算)

第二十二条 予算は毎会計年度前に、理事長において作成し、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

2. 必要避けることができない場合、理事会は、理事の三分の二以上の同意を得て、追加予算を作成し或は既定の予算を修正することができる。

(決算)

第二十三条 決算は毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を

求めるものとする。

- 2, 決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の抛棄）

第二十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の抛棄をしようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

第六章 解散

（解散）

第二十五条 この法人は私立学校法第五十条第一項第二号から第六号までに掲げる事由に因るほか、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決によって解散する。

- 2, 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、理事会の三分の二以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。
- 3, 第一項及び第二項の事由に因る解散は所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第二十六条 この法人が解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから監事の意見を聞いた上で理事の三分の二以上の同意によって選定されたものに帰属する。

（合併）

第二十七条 合併しようとするときは理事の三分の二以上の同意がなければならない。

2, 合併は, 所轄官庁の認可を受けなければ, その効力が生じない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第二十八条 この寄附行為を変更しようとするときは, 理事の三分の二以上の同意がなければならない。

2, 寄附行為の変更は, 所轄官庁の認可を受けなければ, その効力が生じない。

第八章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二十九条 この法人の公告は, 松山商科大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第三十条 この寄附行為の施行についての細則は理事会に於て定める。

附則

1, この法人は第四条に掲げるほか, 当分の間学校教育法第九十八条の規定により存続する松山経済専門学校を設置する。

2, この法人組織変更当初の役員は, 左の通りとする。

理事長 伊藤秀夫

理事 新田愛佑

高橋賢吾

星野 通

大鳥居蕃

田村清寿

牧野龍夫

監事 新田長三

新田元温

3, 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は, すみやかに行わなければならない。

4. 第二項の役員は、組織変更後のこの寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。』²⁷⁾

この新寄附行為について少しコメントしておこう。

- ①第三条の目的において、「教育基本法及び学校教育法に従い、商業経済に関する専門的教育ならびに研究を行うことを目的とする」とあり、旧寄附行為には明記されていなかった教育基本法、学校教育法の文言が入っていることである。なお、目的は「商業経済に関する専門的教育ならびに研究…」で「商業、経済」にはなっておらず、実際の経済学科、経営学科の教育研究の実態を反映していないことである。
- ②第五条において理事の定員を9名以内から7名に減らしたこと、ならびに学長が理事長になることを規定していることである。後者については松山高商～経専時代以来の伝統・慣習を明文化し、確認していることである。
- ③新田家との関係について、旧寄附行為の第五条では「合資会社新田帯革製造所代表社員ハ本財団法人ノタメ…寄附ヲ為ス」と設立者名を明示していたが、その規定を削除していることである。すなわち、財団法人から学校法人に組織変更にあたって、設立主体が新田帯革製造所から学校法人松山商科大学に変わったことである。そして、その代わりに、新田家関係は第9条で理事に2名入ること、第10条で監事に入ることが規定されていることである。
- ④第十二～十六条で、新たに評議員会を置いていることである（復活）。評議員には教員8名、事務職員2名、温山会2名、学識経験者4名、合計16名でもって組織し、理事会の諮問にこたえ、また予算等に意見を述べるというものであった。これは理事会をチェックする機能・役割を重視するものであり、民主的運営の現れと評価できるが、決算については除外されており問題であろう。

27) 『三十年史』222～229頁。

⑤第二十条において、積立金の運用に関し、「確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する」とし、堅実経営を明記していることである。それは、設立者の新田長次郎や初代校長の加藤彰廉の経営方針を踏襲していることである。

1951年3月1日、松山経済専門学校第26回卒業式を挙行了。経専最後の卒業式で、131名が卒業し、後の再試で75名が卒業した²⁸⁾この時の卒業生の一人に明関和雄（後、マルトモ社長、温山会副会長）がいる。

伊藤学長は新教員として、3月、経済学史の講師として入江奨氏を採用した²⁹⁾長守善（中央大学教授、兼任）の担当科目の後任であった。入江氏の採用により、1951年度から経済学史は専任教員が担当することになった。

第3節 1951（昭和26）年度

開学3年目である。本年度の校務体制は、教務課長は太田明二教授、学生課長は古茂田虎生教授、庶務課長は増岡喜義が引き続き務め、伊藤学長を補佐した。法人経営面では星野、大鳥居教授が引き続き理事として伊藤理事長を補佐した。

伊藤学長は本年度の新教員として、4月に財務管理の講師として元木淳氏を採用した³⁰⁾

本年4月1日、私学法が施行され、学校法人制度となった。伊藤学長は理事長となった。理事は学長の伊藤秀夫、評議員から選出された星野通、大鳥居蕃、

28) 『三十年史』133頁。なお同書113頁では212名、『六十年史（資料編）』では230名、『温山会名簿』では216名である。その後の再試で卒業したものである。

29) 入江奨氏は1923年6月広島県芦品郡新市町戸手に生まれ、1941年3月広島県立府中中学を卒業し、同年4月大阪商科大予科に入学し、43年9月予科を修了、43年10月大阪商科大学に入学し、47年9月卒業し、同年10月同大経済学研究科に進み、1949年8月広島大学助手となっていた（入江奨退職記念号の略歴より）。

30) 元木淳は1922年2月東京生まれ。東京商大卒。49年3月松山経専教授（元木淳退職記念号の略歴より）。

新田から推薦の高橋賢吾，新田愛祐，温山会から推薦の牧野龍夫，田村清寿。監事は新田長三，新田元温であった。そして，新たに復活し，設けられた評議員に，教育職員から星野通，大鳥居蕃，増岡喜義，八木亀太郎，太田明二，古川洋三，古茂田虎生，山下字一の8名，事務職員から野間清茂，黒田芳郎の2名，温山会から間島正俊，新野進一郎の2名，学識経験者として武智鼎，上原専祿，岡部義雄，仲田包寛の4名，計16名であった³¹⁾

さて，本年度の入試が3月中旬に行なわれた。志願者は602名（うち女子1名）で前年度の330名に比し大きく増えた。

4月，入学式を挙行し，337名（うち女子2名）が入学した。経済学科は176名（うち女子1名），経営学科は161名であった。志願者が多かったこともあり，文部定員各100名，予算定員110名を大幅に上回って入学させた³²⁾ なお，伊藤学長の式辞文は未発見である。

4月30日，田中忠夫の公職追放が前年10月に解除されたので，伊藤学長は田中忠夫を松山商科大学教授に復帰させた（経済原論の担当。1949，1951年度は住谷悦治が担当であるが，1952年度から専任の田中忠夫が担当することになる³³⁾）。

6月，新進の作道洋太郎講師（経済史）が大阪大学の宮本又次の推薦で，大阪大学経済学部の助手に任用された。わずか4年たらずの勤続であった。なお，『三十年史』の「補遺 松山高等商業学校（経済専門），商科大学現（旧）教職員名」では1952年の1月退職となっていて，齟齬がある。

7月には，水泳プールを竣工させた。

さて，本年の特筆すべきことは，夜間の短期大学部の設置認可申請であった。夜間，労働者に対し教育を施すことは，松山高商以来の伝統であり，『松山商科大学設置認可申請書』の将来の計画の中にも短大の設置が盛り込まれており，

31) 『松山商大新聞』第31号，1951年7月3日。『三十年史』232頁。

32) 『三十年史』143頁，なお，女子の数が1人あわない。

33) 『六十年史（資料編）』149頁。

伊藤学長等も積極的であり、昨年も申請の準備をしていたが、財政の事情から中止していた。しかし、本年春から夏ごろにかけて、本学に対し、定時制商業学校の在学学生有志や民間の勤労学生から夜間短期大学を設置してほしいと期成同盟会を結成し、熱心な要望があり、また、9月末に警察予備隊員の代表が伊藤学長を訪問し、陳情もしていた。

「警察予備隊員代表五名は九月末伊藤学長を訪ね、夜間短大設置方につき熱心に陳情するところがあった。因に同隊員の向学心は旺盛で現に五十余名が昼間訓練の疲労にもかかわらず熱心に夜学に通っている由」³⁴⁾

そこで、大学側は愛媛県、松山市に助成を働きかけたところ、県・市当局も短大設置に賛同し、援助を惜しまぬ旨の内意があったので、勤労者の希望に応えるべく、夜間の短期大学部の設置を決め、10月6日、文部省に対し松山商科大学短期大学部の設置認可申請書を提出したのだった。

その設置認可申請書の願いは次の通りである。

「この度松山商科大学夜間短期大学部を設置したいと思いますから学校教育法第四条（及び私立学校法第五条）によってご認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします。

昭和二十六年十月六日

設置者

学校法人松山商科大学

理事長 伊藤秀夫

文部大臣天野貞祐殿]³⁵⁾

34) 『松山商大新聞』第33号、昭和26年10月20日。

35) 国立公文書館「松山商科大学夜間短期大学部設置認可申請書」より。

そして、その設置理由書は次の如くであった。

「松山商科大学夜間短期大学部（商学科）設置に関する件

夜間短期大学（商科）を本学に設置することは二、三年前から勤労青年層を中心とし社会一般から強く要望されていました。社会教育の振興が重視され教育の機会均等が主張せられ、更に最近では産業教育の充実が叫ばれている際、この種大学の設置が極めて有意義なるは言うまでもない事で、本学では一兩年前具体的計画を進め認可申請書を提出したのでありますが、経済情勢急変の為め財政的理由から一応この計画を中止して今日に至ったのであります。

然るところ最近定時制高校生を中心として夜間短期大学設置期成同盟会が結成され、同会及びこれに呼応して諸官庁、会社の公務員、社員、警察予備隊等から更に一層熱烈な要望が正式に本学に提出されました。もともと本学がさきの計画を中止したのは年々相当多額の赤字が予想せられるためであったので、この赤字を補償する財源が得られるならば右諸方面の希望達成も困難でない旨回答したのであります。

その後右同盟会は愛媛県及び松山市に働きかけたところ、県市当局に於てもこの企画に賛成し、不足金は両者に於て助成する意向が明らかとなったのであります。茲に於て本学でも正式に県及市に対し助成方申請しました。之に対し愛媛県総務部長より公文を以て『申請にかかる夜間短期大学の新設については教育民主化の趣旨からも県教育行政の展開からも望ましい企画として賛意を表明いたします。従ってこれに伴う経費についても大学の内容を規準に保持する最小限度ですらも経営上加重の負担とあらば相当の支援を致したいと考慮中であります。以下略』との回答に接しましたし、松山市も又市長、市会議長、教育民生委員長等関係者が全面的に賛意を表明されました。

ここまで県市当局の意図が明確になった以上、財政上の障害も解消する

わけでありますので、明年度から右大学を設置し、社会の要望に応へ度く、茲に夜間短期大学部設置認可申請書を提出するに至ったのであります。よろしく御審査の上御認可下さるようお願い致します」³⁶⁾

この夜間短期大学部の設置申請にかかわった増岡喜義庶務課長の談話は次の通りである。

「一年前に行った認可申請は当時の経済事情が急激に変動し、特に官公吏のベース改定等があつて、相当額の赤字が予想される様になつたのに、之を補填する財源が見つからなかつた為、止むなく中止したものである。しかるに、今回は一般からの激しい要望があり、又県市の財政的援助も三百万円が期待出来るので大いに期待が持てる。又社会教育の充実が叫ばれ教育の均等が要求せられ、更に産業教育の振興が問題とされている時ではあり、非常に大きな意義を持つものと思つている」³⁷⁾

さて、松山商科大学夜間短期大学部（商学科）設置に関する件の申請書類の目次は次の通りである。

「第一	松山商科大学夜間短期大学部設置要項	一頁
第二	学則	七頁
第三	校地（図面添付）	一五頁
第四	校舎等建物（図面添付）	一六頁
第五	図書、標本、機械器具等施設概要	二五頁
第六	学科又は専攻部門別学科目	三三頁
第七	履修方法	三四頁

36) 同上。

37) 『松山商大新聞』第33号、昭和26年10月20日。

第八	学科又は専攻部門別学生定員	三七頁
第九	職員組織	三八頁
第十	設置者に関する調	四六頁
第十一	資産	七〇頁
第十二	維持経営の方法	八一頁
第十三	現在設置している学校の現況	八五頁
第十四	将来の計画	九八頁
第十五	併設の場合の調	一〇〇頁

」³⁸⁾

以下、この短期大学部設置の『申請書類』を紹介し、それに対し、コメントしよう。

「第一 松山商科大学夜間短期大学部設置要項

一、目的及び使命

本学は主として勤労者に対し、商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを使命とする

二、名称 松山商科大学夜間短期大学部

三、位置 松山市清水町二丁目一二八番地

四、校地 総坪数 四六、七九〇坪六二

専用 〇坪

共用 四六、七九〇坪六二

五、校舎等建物 総坪数 二、〇四二坪八四

専用 〇坪

共用 二、〇四二坪八四

38) 『申請書類』より。

六、図書、標本、機械、器具等施設概要

図書	四三, 一七〇冊	
	専用	〇冊
	共用	四三, 一七〇冊
標本	一, 四二一点	
	専用	〇点
	共用	一, 四二一点
機械器具	八, 一一九点	
	専用	〇点
	共用	八, 一一九点

施設 電気, 水道, 瓦斯, 水泳プール完備

七、学科又は専攻部門の組織並びに附属施設

商学科

附属施設

図書館

商業経済研究所

商事調査室

商品陳列室

八、学科又は専門部門別学科目概要

商学科

学科目	科目数	単位数
一般教育科目		
人文関係	四	一六
社会科学関係	三	八
自然科学関係	二	八
専門科目	一七	六八
体育	二	二

合計	二八	一〇二
----	----	-----

九、履修方法概要

最初の一箇年に一般教育科目を原則として履修せしめ、専門科目は基礎的なものを先に特殊的なものを後に履修せしめる
 所定の単位数を履修取得したものに卒業資格を授与する

一〇、職員組織

学長一，教授一三，助教授四，講師一二，校医二，保健婦一，事務員一六，其他二，合計五一

一一、学科又は専門部門別入学学生定員

商学科入学定員 一〇〇 総定員二五〇（平均）

一二、設置者

学校法人松山商科大学

一三、維持経営の方法概要

基本財産収入，資産よりの収入，授業料，入学金，その他の収入及び国乃至地方公共団体よりの貸付金，補助金等を以て経常費を支弁する

臨時費は主として大学後援会よりの寄附金で支弁する外，国乃至地方公共団体よりの貸付金，補助金等をもって支弁する

一四、夜間短期大学開設の時期

昭和二十七年四月一日

一五、開校学年

第一学年

一六、併設の場合

松山商科大学に併設

第二 松山商科大学短期大学部学則

第一章 目的及び使命

第一条 本学は主として勤労者に対し商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを目的とする

第二章 学科の組織

第二条 本学に商学科を置く

第三章 学科目の種類

第三条 学科細目は別表の通りである

第四章 履修方法及び課程修了認定に関する事項

第四条 一般教育科目は原則として最初の一箇年に履修しなければならない

専門科目は基礎的なものを先に特殊的なものを後に履修しなければならない

第五条 一般教育科目に於ては人文関係科目について十単位以上、社会科学及び自然科学関係科目について夫々四単位以上を履修しなければならない

第六条 各学科目の課程修了は原則として当該履修科目の授業の終了した学期末に試験を行って之を判定する但し授業時数に対する出席時数の割合が別に定める一定比率に達しない者は当該科目につき一切の試験を受けることができない

試験の成績は優、良、可、不可に分け可以上を修了と認定する
第一次の試験に欠席し又は不合格となった者は次学期以後二箇年以内に限り当該学科目の試験施行の時に受験することができる

第七条 二・五箇年以上在学し一般教育科目十四単位以上、専門科目四十単位以上、及び体育二単位以上を履修取得したものに卒業資格を授与する

第五章 入学、退学、休学、転学及び除籍

第八条 入学は学年の始とする

第九条 入学者の資格は学校教育法第五十六条の定めるところによる

第十条 入学の許否は試験其他考査の上決定する

第十一条 学校教育法による短期大学の卒業者もしくは之と同等以上の学力ありと認められる者又は本学を中途退学し再入学した者については第七条及び第十九条に規定する在学期間を一箇年以内短縮することができる

第十二条 入学を許可された者は所定の方式に従って宣誓をし且本学の承認する保証人を立てねばならない、之を怠るときは入学許可を取り消す

第十三条 病気その他止むを得ない事故で引続き三箇月以上欠席しようとする者は休学を願ひ出ることができる、休学は一箇年以上に亘ることができない、但し特別の事情あるときは更に一箇年延長を許すことがある

第十四条 休学期間は第七条及び第十九条に規定する在学期間には参入しない

第十五条 止むを得ない事由があると認められるものについては願ひ出により退学を許可する

第十六条 成業の見込がないと認められるものには退学を命じもしくは除籍する

第十七条 他校に転学しようとするときは理由を具し願出て許可を受けねばならない

第十八条 他校からの転学は特別の場合の他許可しない

第十九条 在学は四箇年を超えることができない

第六章 授業料，入学金，給費

第二十条 入学（再入学を含む，以下同じ）出願者は所定の入学考査料を納付し入学を許可されたものは所定の入学金を納付しなければならない

一旦収受した納付金は返還しない

第二十一条 授業料は壹箇年七千二百円とする一旦収受した授業料は返還しない

第二十二条 授業料は休学期間中でも納付しなければならない

第二十三条 学費支弁の困難なものには審議の上授業料の減免若しくは延納を許可することがある

第二十四条 所定の期日までに授業料を納付しないものは除籍する

第七章 職員組織

第二十五条 本学に左の職員を置く

	専任	兼任	計
学長	一		一
教授	四	九	一三
助教授	三	一	四
講師	三	九	一二
校医	○	二	二
保健婦	○	一	一
事務員	四	一二	一六
其他	二	○	二
合計	一七	三四	五一

第八章 教授会

第二十六条 教授会は専任教授を以て組織する

第二十七条 教授会は教授、助教授、講師、助手等教員の任免、学科目の担当その他運営上の重要な事項を審議する

第二十八条 教授会が必要と認めた時は助教授その他の職員を教授会の審議に参加させることができる

第九章 学生定員

第二十九条 学生定員は次の通りである

商学科 入学定員 一〇〇名 総定員 二五〇名（年平均）

第十章 専攻科又は別科

第三十条 専攻科又は別科は当分設けない

第十一章 研究所，図書館

第三十一条 本学に商業経済研究所及び図書館を置く

第十二章 委託生，聴講生，外国留学生

第三十二条 収容余力があるときは特別専攻の上，委託生，聴講生，外国留学生の入学を許可する

第十三章 公開講座，通信教育

第三十三条 公開講座は適時実施する

第三十四条 通信教育は当分行はない

第十四章 学年，学期，休業日

第三十五条 学年は四月一日に始まり，翌年三月三十一日に終る

第三十六条 一学年を左の二期に分ける。

前学期 四月一日から十月十五日まで

後学期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第三十七条 左の日には授業を行はない

日曜日及び国の祝祭日

本学創立記念日

春季休業 四月一日から同十日まで

夏季休業 七月十一日から八月三十一日まで

冬季休業 十二月二十五日から一月七日まで

第十五章 寄宿舎，保健施設

第三十八条 本学に医務室を置く

第三十九条 本学に寄宿舎を置く

第十六章 賞罰

第四十条 本学の規則に違反しその他学生たるの自分にもとる者は戒告

停学又は放學に処せられる

附則

第四十一条 本學則施行に必要な細則は別に定める]³⁹⁾

そして、第三条の「学科細目」の別表は次の通りである。

「 学科目	必修科目	選択科目	備考
一般教育科目			
A 人文関係科目			
哲学		四	
文学		四	
第一外国語	六		
第二外国語		二	
B 社会科学関係科目			
社会学		二	
法学		四	
政治学		二	
C 自然科学関係科目			
数学		四	
化学		四	
専門科目			
商学通論	四		
銀行及金融		四	
貿易論		四	
商業実務		四	

39) 『申請書類』より。

交通論		二	
保険論		二	
商品学		二	
商業数学		二	
産業統計		二	
経営学	四		
簿記及会計学	四	四	
経済学	四	四	
経済史		四	
財政学	二	二	
民法	二	四	
商法	二	四	
社会法		二	
体育			
講義	一		
実技	一		
合計	三〇	七二	合計一〇二 ⁴⁰⁾

この設置要項及び学則について若干コメントしておこう。

- ①目的及び使命に関し、目的は「主として勤労者に対して商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施（こす）」ことで、その使命は「良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与すること」であった（設置要項、学則）。即ち、勤労者に対し実際的な商業経済教育を施こし、それを通じて良き社会人を育成するのが使命であった。「良き社会人」の育成とは、伊藤学長の年来の主張であるグッドシチズンの育成であり、伊藤学長の考えを端

40) 『申請書類』。なお『三十年史』148～149頁と少し違いがあり、その後の変更かと思われる。

的に反映したものとみられよう。

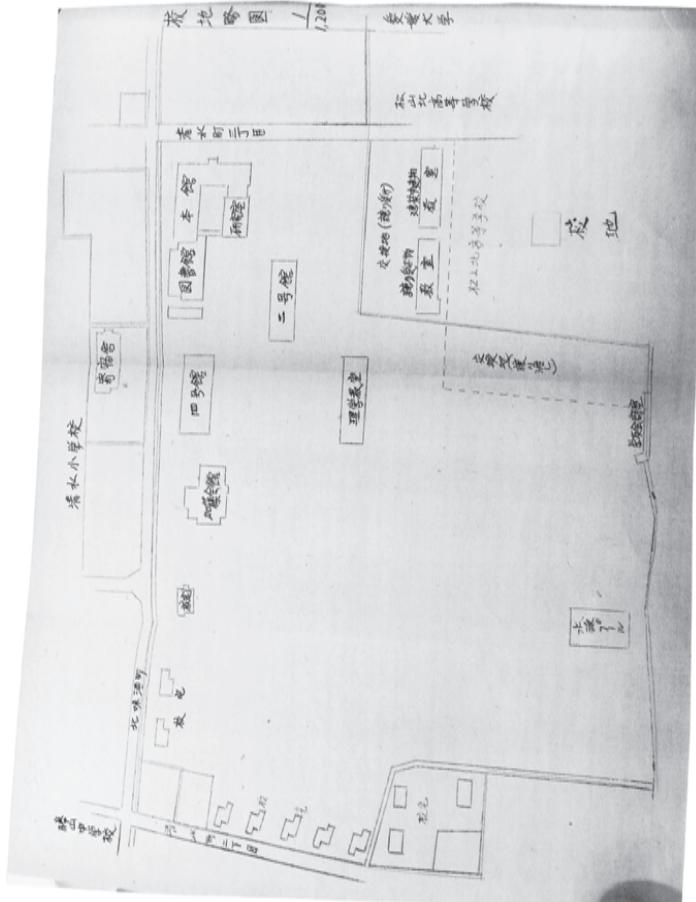
- ②名称を「松山商科大学夜間短期大学」ではなく、変な名称であるが、「夜間短期大学部」としたことである。本学は夜間短期大学で申請しようとしたが、文部省の指示で短期大学部に変更されたとのことである（神森智先生よりの聞き取り）。
- ③学科を「商経学科」ではなく、「商学科」としたことである。この理由は定かではないが、高商時代の商学重視の伝統と思われる。
- ④学科細目の専門科目をみれば明らかに商業経済関係科目が圧倒的である。松山商科大学の経営学科の商業学部門の専門科目が網羅されており、正に「商学科」そのものであった。
- ⑤学科細目の一般教育科目数が大変少ないことである。「グッドシチズンの育成」というが、言葉と実態の乖離が見られることである。
- ⑥外国語科目が一般教育科目の人文関係科目の中に入っていることである。
- ⑦演習科目がないことである。

第三「校地」は次の通りである。

種別	専用(坪)	共用(坪)	計(坪)	所在地
校舎敷地		六, 二七二・三四	六, 二七二・三四	松山市清水町二丁目 北味酒町及道後町
体操場	一〇, 〇〇〇		一〇, 〇〇〇	松山市清水町二丁目
宅地		二六四・二八	二六四・二八	松山市清水町二丁目 北味酒町
墓地		八八	八八	松山市御幸町
山林	三〇, 一六六		三〇, 一六六	温泉郡湯山村, 松山市道後
計		四六, 七九〇・六二	四六, 七九〇・六二	

備考 隣接松山北高等学校と敷地八五〇坪を交換する事となっている。」⁴¹⁾

校地略図は次の通りである。



41) 『申請書類』より。

この「校地」について少しコメントしておきたい。

- ①夜間短期大学の専用校地はゼロで、総て松山商科大学との共有となっていたことである。
- ②大阪市西区木津川3丁目の新田帯革製造所の工場の敷地・基本財産（3,319坪）がなくなっていることである。それ以前（おそらく学校法人の発足とともに）に新田に返却したものと推察される。
- ③小作地がなくなっていることである。売却したものと考えられる。

第四の「校舎等建物」は次の通りである。

「種別	専用(坪)共用(坪)	計(坪)	建物様式	室数
本館	五四九	五四九	三階建一部四階 鉄筋コンクリート造	三〇
図書館	二五六	二五六	三階建一部四階 鉄筋コンクリート造	四
加藤会館	一九七・五七	一九七・五七	二階建 鉄筋コンクリート造	一五
二号館	二四六	二四六	二階建木造	五
四号館	一六四	一六四	平屋建木造	二
教授研究室	一二二・三五	一二二・三五	二階建木造、一部 鉄筋コンクリート造	二一
理学教室	一六四・八三	一六四・八三	平屋建木造、一部 二階建	九
寄宿舍	一一七・八	一一七・八	二階建木造	二〇
学友会部室	三四	三四	平屋建木造	
生徒便所	一四	一四	同	
渡廊下	七	七	同	

校宅 一七〇・三一 一七〇・三一 同

計 二, 〇四二・八四 二, 〇四二・八四

備考

一, 教室木造平屋建九一坪を隣接松山北高等学校より譲り受け契約済

二, 教室木造平屋建一〇〇坪五は建築中にて昭和二十六年十二月竣工

予定

施設 水泳プール 二十五米（七コース）⁴²⁾

この「校舎等建物」について少しコメントしておきたい。

- ①教授研究室を本館の1階, 2階に21室増設していることである。
- ②校宅を増やしていることである。

そして, 校舎配置図は次の通りである。

42) 『申請書類』より。

第五「図書，標本，機械器具等施設」，第六「学科又は専攻部門別学科目又は講座」（年次及び単位数）は略す。

第七「履修方法」は次の通りである。

- 「一、一般教育科目は原則として最初の一箇年中に履修させる
 専門科目は原則として次の一・五箇年中に履修させる
 専門科目は基礎的なものを先に特殊的なものを後に履修させる
- 二、二・五箇年以上在学し左記内容に従って一般教育科目二十単位以上，
 専門科目四十単位以上，及び体育二単位，合計六十二単位以上を履
 修取得したものに卒業資格を授与する
- 三、内訳
- （イ）一般教育科目に於ては人文関係科目について十単位以上，社会
 科学及び自然科学関係科目について夫々四単位以上を履修しな
 ければならない
- （ロ）学科細目は別表の通りである」⁴³⁾

第八「学科又は専攻部門別学生定員」は「設置要項」の一と同じ故略す。

第九「職員組織」は次の通りである。

「一、職員総括表

	専任	兼任	兼任	計
学長	一			一
教授	四	〇	九	一三
助教授	三	一	一	五
講師	三	三	九	一五

43) 『申請書類』より。

44) 『申請書類』より。総括表は第一年次，二年次，三年次の表となっているが，まとめた。

「職員組織」の「二、学長及び学科又は部門別教員予定」は次の通りである。

「学長	伊藤秀夫			
担当学科目	担当者	職名	専任・兼任・兼任の別	備考
一般教育科目				
A 人文関係科目				
哲学	伊藤恒夫	教授	兼任	松山商大教授
文学	広田喜作	講師	専任	松山商大より振替
第一外国語	二神春夫	教授	専任	松山商大より振替
	古茂田虎生	教授	兼任	松山商大教授
	山内一郎	助教授	兼任	松山商大助教授
	大野武之助	講師	兼任	松山商大講師
第二外国語	広田喜作	講師	専担	松山商大より振替
	八木亀太郎	教授	兼任	松山商大教授
B 社会科学関係科目				
社会学	伊藤恒夫	教授	兼任	松山商大教授
法学	高村 晋	助教授	専任	松山商大より振替
政治学	高橋 始	講師	専任	松山商大より振替
C 自然科学関係科目				
数学	佐々木数房	講師	兼任	愛媛大学助教授
化学	藤本貫一	教授	兼任	松山商大教授
専門科目				
商学通論	井上幸一	講師	専任	神戸経済大卒
	山下字一	教授	兼任	松山商大教授
銀行及金融	稲生 晴	講師	専任	九州大卒、申請中
貿易論	大鳥居蕃	教授	兼任	松山商大教授
商業実務	山本謙一	講師	兼任	松山商大講師

交通論・保険論	古川洋三	教授	兼任	松山商大教授
商品学	菅野源一郎	講師	兼任	松山高等学校教諭
商業数学・商業統計	松木 武	講師	兼任	松山商大講師
経営学	未定	教授	専任	交渉中
簿記及会计学	元山義久	講師	専任	神戸高商卒
	川崎三郎	教授	兼任	松山商大教授
経済学	入江 奨	講師	専任	松山商大助手
	稲生 晴	講師	兼任	九州大卒
経済史	作道洋太郎	講師	兼任	松山商大講師
財政学	増岡喜義	教授	兼任	松山商大教授
民法	高村 晋	助教授	兼任	
商法	星野 通	教授	兼任	松山商大教授
	原田光三郎	講師	専任	申請中
社会法	越智俊夫	講師	兼任	松山商大講師
体育				
講義	菅井久隆	講師	兼任	松山商大講師
実技	岩本 猛	助教授	専任	松山商大より振替
講義	岩本 猛	助教授	兼任	同] ⁴⁵⁾

この「部門別教員予定」について少しコメントしておきたい。

- ①短期大学の専任教員として、松山商科大学商経学部の教員である広田喜作（文学・仏語）、二神春夫（英語）、高村晋（法学）、高橋始（政治学）、入江奨（経済学）、岩本猛（体育）の6名を短大に振替していることである。
- ②短期大学の専任の新教員として、井上幸一（商業通論）、稲生晴（銀行及金融）、元山義久（簿記及会计学）、原田光三郎（商法）を講師として採用予

45) 『申請書類』より。

定としていることである。なお、経営学も専任（教授）の予定であるが未定で申請している。

- ③兼任は殆ど総て松山商科大学商経学部の教員が行なっていることである。なお、作道洋太郎はすでに6月に大阪大学助手になっているのに、ここでは何故か、本学講師として申請していることである。
- ④職員組織総括表では、教授専任4とあるが、二神春夫（英語）しかおらず、経営学の教授は未定となっている。また助教授専任3とあるが、高村晋、岩本猛の2名しか載っていない。他方講師専任は3であるが、広田喜作、高橋始、入江奨、井上幸一、稲生晴（申請中）、元山義久、原田光三郎（申請中）と多くなっていることである。教授専任数を見る限り、短期大学の教員陣容には不備が見られることである。

第十の「設置者に関する調」の（一）役員氏名、（二）「理事会又はその他の議決機関の決議録」、「寄附行為」等は略す。

第十一の「資産」は次の通りである。

「一、資産総括

基本財産

（一）不動産

1. 校地	一六, 二七二坪三四	二二, 一三〇, 三八二円
2. 校舎	一, 八七二坪五一	二三, 三八八, 九八七円
3. 水泳プール		一, 五〇〇, 〇〇〇円
計		四七, 〇一九, 三六九円

（二）動産（以下略）⁴⁶⁾

46) 『申請書類』より。

第十二「維持経営の方法」は次の通りである。

「本短期大学は松山商科大学に併設するものであって、その維持経営の方法は全面的に松山商科大学のそれに準じ、財産収入、授業料、入学金、受験料その他の雑収入及び寄附金、補助金等を財源とする。補助金は愛媛県及び松山市からの助成金であって、県市当局は夜間短期大学の設置に双手をあげて賛成し、昭和二十七年度から合計二八〇万円を年々経常的に助成するよう確約されている。県市共に昭和二十七年度予算議会で正式に決定を見る筈である。

臨時費については寄附金、特に愛媛大学期成同盟会からの助成金（現在迄の本学への補助金総額は約一八〇万円）によって支弁する。

なほ本学所有の山林約三十町歩は今後の財源として極めて有力であって数年ならずして伐採期に入るもの杉、檜等約五万本、四、五年前に植林せるもの約三万本で、今後更に植林計画中である」⁴⁷⁾

第十三「現在設置している学校の現況」は次の通りである。

「一、学校名 松山商科大学

二、学校の沿革

松山の出身者で大阪の帯革製造業者であった故新田長次郎氏が本校の創立者である。氏は教育や社会事業に対しては極めて深い関心を持ち、已に大阪でこの方面に幾多の大きい寄与をしていたが、又郷土のために此の種の貢献をしようという考えを抱いていた。丁度その頃同じく松山出身の元全権公使加藤恒忠氏が松山市長になったので平素親しい間柄ではあり早速その意を洩らした。

47) 『申請書類』より。

加藤氏は高等学校が已に官設を見たから此の際高等商業学校を設立すれば両者相俟って郷土文化を向上せしめる所が大であるし、それで県民の間にも高等商業教育機関の設立を希望する声も盛んだから最も時宜に適したものであると答えた。新田氏は大いに我が意を得たりとして直ちに賛同し且つ即座に資金として金五拾万円を提供するという意志を表明した。これが本学設立の発端であり、初代校長としては元大阪高等商業学校長として徳望の高かった加藤彰廉氏を推すこととなった。

その後田中校長の就任によって校地、校舎、教授陣の拡充強化とともに校風の刷新を図り、昭和十九年の学制改革に際しても経済専門学校として存続することとなった。創立以来特に教授陣容の充実に努め在外研究員として欧米並びに中国に滞在研究せしめたる者六名に上り、猶継続派遣の予定であったが、日華事変際会のため中断やむなきに至った。

然るに終戦後学制改革に伴ひ、その内容の充実にともに大学昇格の機運熟し、伊藤校長を中心とする校内諸教授の努力と設立者新田家及び温山会並びに県官民の協力とによって昭和二十四年二月単科大学として認可せられるに到り、同年四月開学して今日に至る。

松山商科大学学則（暫定） 略。

三、教員（氏名、担当学科、略歴） 略⁴⁸⁾

第十四「将来の計画」は次の通りである。

「短期大学の本質と使命を充分に發揮することが出来るように次の諸項目の実現に向って邁進する。

48) 『申請書類』より。

- (一) 教授陣容の整備。特に少壮有為の学徒を迎えると共に、実際的技能に秀でた老練教授を之に配し理論的研究と実際の訓練の調和を図る
- (二) 機械器具等の充実。研究と訓練の能率を挙げるためこれらを更に充実する
- (三) 施設の拡充。教室、研究室、学生休憩室等の改善と拡充に努力する」⁴⁹⁾

1951（昭和26）年11月22日、伊藤理事長は文部省に対し、「専門学校廃止認可申請」を提出した。廃止理由は、「昭和二十四年度より新制大学へ転換せしめたため昭和二十五年度にて最終学年終了自然廃止の状態になるため」であった。そして廃止希望年月日は昭和26年12月31日とした。そして、その認可は遅れて1953年4月9日に本学に到着している⁵⁰⁾

また、本年度のもう一つの特筆すべきことは、1952（昭和27）年1月、松山商科大学の教授会規則を制定したことである。それは以下の如くであった。

「松山商科大学教授会規則

第一条（本規則の目的）

松山商科大学（以下本学と称す）の教授会に関する事項はこの規則の定めるところによる。

第二条（教授会の目的）

教授会はその民主的かつ能率的な運営によって本学教育の使命達成に資することを目的とする。

第三条（決議の尊重）

教授会は本学における教育および研究について唯一の決議機関でありその決議はあくまで尊重されなければならない。

第四条（教授会の定義および構成）

49) 『申請書類』より。

50) 『三十年史』133～134頁。

教授会は一般教授会と特別教授会との二つとする。一般教授会は学長および常勤の教授，助教授，講師をその構成員とし，特別教授会は学長および常勤の教授を構成員とする。

第五条（招集者）

教授会は学長が招集する。構成員の三分の一以上が会議の付議事項および招集理由を示して，その招集を請求したときは教授会を招集しなければならない。

教授会招集の通知は少なくとも会議の前日までにその付議事項を示して行う。

第七条（決議方法）

教授会の決議は構成員の三分の二以上が出席し，その行使した議決権の過半数で決する。

第八条（平等の議決権）

各構成員は一個の議決権を持つ。

第九条（議長）

教授会の議長は学長が之に当たる。学長事故あるときは学長の指名したものがその職務を代行する。

第十条（付議事項）

一般教授会に付議すべき事項は左の通りである。

- 一、入学，退学，転学，休学および卒業に関する事項
- 二、学科課程（第二項第一号に関するものを除く）および授業日数に関する事項
- 三、試験および課程終了の認定に関する事項
- 四、学生の厚生補導賞罰に関する事項
- 五、学長の選出などに関する事項
- 六、学則中教育および研究に関する事項の改廃に関する事項
- 七、学長および教員の学外出講などの承認に関する事項

八、本規則の改廃

九、その他

左の事項は特別教授会の付議事項である限り他の教員の意見を聴き、また決定事項については之を一般教授会に報告しなければならない。

一、学科目の設定改廃並びに担任に関する事項

二、教授、助教授、講師、助手、研究員、助手補の資格査定、任免に関する事項

三、学長および教員の留学又は派遣に関する事項

第十五条（秘密を守る事項）

構成員その他出席者は教授会の会議の経過を漏らしてはならない⁵¹⁾

この「教授会規則」は、原型の意味で極めて重要な資料であるので、若干コメントしておこう。

- ①大学発足時に学則の第二十八条～三十条で教授会の規定が設けられたが、僅か3カ条にすぎなかったが、これによってより詳しい教授会規則が設けられ、民主的運営がはかれるようになったことである。
- ②教授会は戦前高商・経専時代には校長の「諮問機関」にすぎなかったが、これにより名実共に「議決機関」となったことである。
- ③教授会にはじめて人事権（任免、昇格）が盛り込まれたことである。
- ④しかし、教授会が一般教授会（全教員）と特別教授会（教授以上）に分けられ、昇格を含む人事権は特別教授会が有し、一般教授会には報告のみであり、その点ではなお「民主的」ではなかったことである。
- ⑤ただ、学長の選出については、一般教授会にも権限が付与されていたことである。

51) 『五十年史』268～269頁。『三十年史』136～137頁。

1952（昭和27）年1月31日、5号館（平屋建て、4教室、332.23平方メートル）が竣工した。5号館は、本館の南側で北校に接していた。

また、同年3月5日、前年10月に設置申請をしていた「松山商科大学短期大学部（商科第二部）」が文部省より認可を受け、1952年4月から開校することになった⁵²⁾

1952年3月25日、大学第1回卒業式を挙行し、134名が卒業した⁵³⁾ 1949年4月に2年次に入学した学生たちである。この第1回卒業生のなかに今井瑠璃男（山榊ゼミ）、水木儀三（山榊ゼミ）、森川正俊（大鳥居ゼミ）などがある。なお、学長式辞は未入手である。

なお、1952年3月には根岸正一教授（原価計算、会計監査）が退職している⁵⁴⁾ 短い勤務であった。

第4節 1952（昭和27）年度

松山商科大学開学4年目である。本年度の校務体制は、教務課長は太田明二教授が引き続き務めた（1949年4月12日～1957年4月30日）。学生課長は古茂田虎生教授が本年5月まで務めたが、その後6月から八木亀太郎教授に代わった（1952年6月～1953年8月）。庶務課長は1943年3月以来増岡喜義教授が長らく務めていたが、7月から菊池金二郎教授に交代した（1952年7月～1957年4月）。増岡は7月から事務局長に就任し、伊藤学長を支えた⁵⁵⁾ また、財団法人面では、星野、大鳥居教授が理事を続け、伊藤理事長を支えた。

1952年度の大学入試が3月中旬に行なわれた。志願者は1,015名（経済652名、内女子8名、経営363名、内女子2名）で前年の602名を大幅に上回った。そして、4月上旬、入学式を挙行し、322名（うち女子7名）が入学した。経

52) 『三十年史』140頁。

53) 『六十年史（資料編）』。なお、『温山会名簿』では135名の卒業である。

54) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」。

55) 『六十年史（資料編）』129～130頁。

済学科は209名（女子5名）、経営学科は113名（女子2名）であった⁵⁶⁾。経済学科は文部定員、予算定員を大幅に上回って入学させた。入学式の式辞は未発見である。

伊藤学長の新入生に対する贈る言葉が『松山商大新聞』第38号に載せられている。それは、次の如くで、新制大学の使命を詳細に論じ、人格の完成、良き市民たれと激励した。

「所謂新制大学の特色の一つは従来大学より下級の高等学校や専門学校で教へられた一般教育科目を、専門科目と同等重要度の大学教科目として修得せしめこれを根幹とし其基礎の上に専門教育や職業教育を施す点である。

諸君はまず何故にそんな課程を設けたかをよく理解して置かねばならぬ。

我々の生活には実に種々様々の困難な問題が起っている。政治上、経済上、社会上、国際上、思想上、道德上、文芸上等々実に数へ切れぬ緊要にして困難な問題がある。これ等を理解し、分析し、批判し、我執や偏見に囚はれざる客観的にして公正な、中正にして偏せざる、従って妥当なる自主的な意見を持ち、これを正常なる方法で発表主張するだけの勇氣を持つ様な人、知情意三面をもつ人間精神能力の充分に發育をとげた人、即ち其職業とする専門以外のことを理解し得ない視野せまくて、以上述べた様な百般の問題につきて何等自主的な思考能力のない様な人ではなく、広く世界的な視野に立ち、人生全般を客観して、平和な民主的社會を構成することに貢献し得る人をつくること、即ち完成せられたる人間の育成ということが所謂新制大学の目的使命の主要な一要素である。

かくして育成せられた人間は良識あり常識ある個人、正しい意味での良

56) 『三十年史』143頁。

民とも紳士ともいふべきものであって、かゝる個人に対しては無知に乗ずる煽動者も術の施こしかたもなく、軽信につけ込む新らしがりやも、これを迷はず策に窮するであろう。凡ての言動に自主性あって独自の個性もつ人間があってこそ真の民主主義の社会はあり得るのである。自分の口を糊する職業以外のことに無知であるために、耳新しき説やまことしやかな約束などは附和雷同する様な民衆の数が多く集まってもそれは決して民主政治ではない。大学は本当の民主国家建設の根本的必要条件たる人を育成するところであることを第一に理解してもらいたい。

かく申すことは大学がそれぞれの専門学科、技術の研究学習を軽視して居ることを意味しない。商科大学に学んだ者が商業や経済に関する専門知識を重要視せず、其技能の訓練を軽視するなどといふことのあるべきでないことは説くも愚かなことである。両方面に同じ力をつくして努力勉強することとの必要あるは勿論である。本学々則第一条を熟読せんことを切望する。一般教育科目の中に一見専門職業と没交渉である如くに見ゆるものが何故に課せられるかを覚らず、これが学習を怠る者の愚は、専門科目の中に一見煩はしげな実習的な科目を軽視し回避するの愚と等しく、いづれも大学々生の名に値しない。

かく考るとき、諸君の学生々活は随分多忙で、これに堪えるためには其日常生活を規正し、苟もだらしのない生活をするものがあってはならぬ。大学生活が映画、麻雀、ダンス等のために余りに多く蝕ばまれるべきでない。しかし一方諸君の生活を充分楽しき、恐らく諸君の生涯の最良の日として長く思ひ出の種となり得る様なものたらしむための施設に多く事欠くことはないであろう。学友会の文化部も運動部も諸君の利用をまって居る。そしてこれ等はただ楽しきたるにとどまらず、諸君の人格を育成して『良き市民』たらしむるに役立つこと、大学の学科に少しも劣らないことを諸君は知るところであろう⁵⁷⁾

また、本年度の特筆すべきことは、4月1日、短期大学部（商学科2部）が開校したことである。短期大学部学長は伊藤秀夫が兼ねた。

伊藤学長は短期大学部発足にあたり、専任の新教員として井上幸一を講師（商業通論の担当）として採用した⁵⁸⁾

4月5、6日の両日、短期大学部の入学試験を行なった。志願者は294名（うち女子8名）で意外に多かった。そして、186名（うち女子7名）の合格発表を行ない、22日午後6時より県、市当局等の出席を得て開学式を兼ねて入学式を挙行した。学生の大部分は勤労者であった⁵⁹⁾ この内の一人に坂和武重（後、高校教員、後、温山会副会長）がいる。

短大の入学者について『松山商大新聞』第38号は次のように報じている。

「今年度始めて本学に夜間短期大学部が設けられ懸案が解決した恰好だが、さすが夜間大学だけあって好学の士が多い。上は四十二才から下は十八才迄多士済々、女子は七名を数えている。

筆頭に上げられるのは四十二才のサムライで、四国電気通信学園庶務課長、この人は専検をパスしているというから優秀だ。次が四十一才で金融公庫の職員。四十才の人で九大医学部卒業、現県産婦人科医という異色もある。その他三十八才の税務署の直税係長とか、高校教員、製パン屋さん、警察官等々と三十才以上の顔ぶれが相当みられる」⁶⁰⁾

松山商科大学の方に戻ると、本年度から暫定措置として教職課程を設置した。これにより、高等学校教諭2級の普通免許状（商業、英語）、中等学校教諭1

57) 『松山商大新聞』第38号、昭和27年4月30日。

58) 井上幸一は1921年西宇和郡川之石生まれ、1946年神戸経済大学卒。1948年松山商業学校教諭。1949年5月松山商科大学研究員となっていた（井上幸一退職記念号の略歴、『松山商大新聞』第55号、1954年5月等より）。

59) 『三十年史』140頁、『五十年史』271～273頁。

60) 『松山商大新聞』第38号、昭和27年4月30日。

級普通免許状（職業，英語）取得の道が開かれた⁶¹⁾

5月8日，学生が学生大会を開き，昨年4月旧自治会を解散して以来，一年有余にして学生自治会を再建した。そして，6月12日に役員を選出した。初代自治委員会委員長に大本喜久（4年）が選出されている⁶²⁾

10月30日，学生ホール・食堂（2階建，2号館の南側）が落成した。

1953（昭和28）年1月，伊藤学長は年頭所感を寄せた。それは次の如くで，就職難であるが，信念をもち勉学に専念せよというものであった。

「温山会員並びに学生諸君に謹で年頭の御祝詞を申し上げます。

扱昨年卒業生を出した本学など若干の新制大学を除き，大多数の大学にとり本年は初めての卒業生を社会に送る年として大学全体にとって特に意義深い年であるのに拘らず，丁度稀に見る就職難に際し，卒業生はもとより凡ての大学は非常な心痛をして居る。本学としては勿論鋭意努力をつづけて居る事と三十年来先輩が社会の各方面に植え付けた信用と基礎の偉大なる力によって幸にも他に劣らぬ程の成績を挙げつゝある。勿論昨年の如き好成绩に比しては不振というべく実に遺憾であるが，学年末迄にはまだまだ相当の成績に達し得ると期待して居る。

そこで私は此際学生諸君に注意を促したいことは諸君は種々の宣伝に一喜一憂する事なく，あく迄も教授先生がたの指導に従い，学術をまじめに研究し其教養を深めることによって人格を高める様に勉強に専念して欲しい。就職に成功した人は多くの場合に於てかゝる有望な青年である。たまには特に縁故によると想像され得る場合もあるが，其反対の事例また頗る多い。

アルバイトをやって居る学生は採用されぬなども聞くが，これは正しき方法で適正な種類の内職をやって乏しき学資を補って居る学生のことで

61) 『三十年史』137頁。

62) 『松山商大新聞』第39号，昭和27年5月20日。同，第40号，6月20日。

はあるまい。愛する子弟の教育の為にはあらゆる不自由を忍んで其費用を捻出している父兄の熱意を裏切って、学校をなまけ、当然父兄に申し出る事の出来ない様な費用をかせぐためにアルバイト？をする者は居ないか。私は此種の学生はアルバイトをやるからではなくて、アルバイトの動機と方法とが不正不純なるがために採用されないのだと思う。そしてそれは就職難の時代に有為の青年にチャンスを与えるために頗る喜ぶべきこと、正しいことだとさへ思う。

我学園にもまじめな学生で学資に窮するために日本育英会其他からの貸費を得て居る者は現在でも在学生の二割三、三分に達して居るが、これ等の諸君及び其他で困って居る人は学生課の補導により適正なアルバイトある時に安んじてこれに従事し、少しでも自ら助ける拳に出でられんことを勧める。

これは諸君の人間的教養となって品性人格を高めることとなり、就職の場合など却って好条件とさへもなり得よう。これにつけても世間は決して多くもない少数の例外を種にして、興味本位に縁故万能だとか、アルバイト排斥だとか、或は自由党支持と言はねば駄目だとか宣伝し、徒らに学生の神経を刺激して、着実に学を励み技を練る落付きを失はしめる様なことがあるのは遺憾である。中には此方法により現在の社会制度や学校機構に欠点ありと殊更いうて、一見学生に同情禁じ得ざる如くに見せかけ、実は自分達の立場をよくするのに効果ありと思い、天晴急所を衝いたと信ずる徒輩もある様だが、良識豊かな学生は決して迷はず「提一燈行暗夜、勿憂暗夜只頼一燈」（佐藤一斉）という心持で自らをたのみ、堂々と正道を進むことを期待する。

猶採用者側に於ても新制大学が何故に生まれざるを得ざりしか、旧制に比し如何なる所に特色があるかという点を理解し、凡て大変革の本当の特質はすぐにはあらはれるものではないという事を考へ、採用に当り新制学科程に則した問題につきて学生の理解程度を調べるのみならず、苟も大学

を終へる青年として教養の深さはどうであるか、身も心もともに純潔にして健全であるという風に、一個の人間としての各面の優劣につき学校の意見を基として判断していたべき度いと思う。こうなれば学生は前に申した様な心持と態度で一意勉強に専念することが就職成功の上にも、また結局最良のロイヤルロードだということを覚るであろう。社会一般のかゝる理解と助力により、やがて新制大学は其よさを發揮し、卒業者が新しき時代の進運に指導的役割を果し得ることを実証する日が来ることを疑はない⁶³⁾

1953（昭和28）年3月25日午前10時より本学52番教室にて、商大第2回卒業式を黒田松山市長らの来賓の出席を得て挙行した。1949（昭和24）年4月に大学開校年に1年生として入学した学生たちで、269名が卒業した。伊藤学長は式辞で「君子和而不同，小人同而不和」の論語を引用して卒業生に多大の感銘を与えた⁶⁴⁾

3月、若手のホープであった山榭忠恕助教授（会計学，会計監査）が神戸商科大学に転任のため退職した（のち、慶応大学教授に就任する）。僅か3年の勤務であった⁶⁵⁾

第5節 1953（昭和28）年度

本年度の校務体制は、事務局長が増岡喜義（1952年7月～1957年4月）、教務課長が太田明二教授（1949年4月12日～57年4月30日）、学生課長は八木亀太郎教授が8月まで続け、9月から大野武之助教授に代わり（1953年9月～57年4月）、庶務課長は菊池金二郎教授が続け（1952年7月～57年4月）、

63) 『松山商大新聞』第46号，昭和28年1月20日。

64) 『松山商大新聞』第47号，昭和28年3月20日。なお、その後、追試験、再試験で卒業したものが居て、『六十年史（資料編）』では280名、『温山会名簿』では270名が卒業となっている。

65) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」。

伊藤学長を支えた。また、財団法人面では、星野、大鳥居教授が理事を続け、伊藤理事長を支えた。

本年は大学開学5年目、創立30年目にあたる記念すべき年である。伊藤学長・理事長ら学校当局は次のような30周年記念事業を計画した。①記念式典を今建設されている講堂にて行う、②星野教授を委員長に本学全教授の記念論集を刊行する、③田中忠夫前校長を主筆とした松山商科大学三十年史を刊行する、④中央より学者その他の知名人を招き、記念講演会を行う、⑤愛媛の地方産業・経済の実態調査を行う、⑥先輩諸兄、戦没者の慰霊祭を行う、等々⁶⁶⁾

短期大学部の方であるが、4月、伊藤学長は開学2年目の短期大学部の専任の新教員として稲生晴（松山経済専門学校第21期＝1945年9月卒。旧制九州大学経済学部卒。銀行及び金融論）と神森智（松山経済専門学校第22期＝1947年3月卒。簿記）の両氏を講師として採用した⁶⁷⁾。神森氏は3月末に退職した山榭助教授の後任として、松山商科大学経営学科の会計監査も担当するようになった。

さて、本年度の大学入試が3月13、14日に本学、京都、福岡の各試験場で行なわれた。志願者は585名（経済412名、経営174名、うち女子各1名）で、前年の1,015名に比し大幅に下回った。そして、3月19日合格発表があり、

66) 『松山商大新聞』第46号、昭和28年1月20日。同51号、9月20日。

67) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」。稲生氏の経歴は1925年3月25日西宇和郡四ツ浜村生まれ。旧姓梶原。1942年八幡浜商業卒。43年松山高商入学、高知で軍隊に入隊。45年松山経済専門学校卒（第21期）。46年旧制九州大学経済学部入学、49年卒業。大学院特別研究生となり、52年修了し、九州大学経済学部助手となり、53年4月松山商科大学講師に就任（稲生晴教授退職記念号の略歴より）。なお、正確には、松山商科大学短期大学部講師赴任である。『松山商大新聞』第53号（昭和28年11月20日）に稲生氏の紹介があるが、本学赴任は短大講師とある。また、その後の文部省への申請書類でも短大講師であり、松山商科大学助教授になるのは1960年4月からである。

神森氏の経歴は1927年9月23日広島生まれ。44年4月松山経済専門学校入学、47年3月2日同学校卒業（第22期）。9月旧広島財務局国有財産部勤務。48年4月旧大蔵省税務講習所広島支所教官。52年1月公認会計士試験合格。53年4月松山商科大学短期大学部講師・商経学部非常勤講師に就任（神森智教授退職記念号の履歴及び経歴より）。神森氏は、川崎三郎教授（簿記・会計学）の強い誘いで採用された（神森先生よりの聞き取り）。

経済学科 192 名，経営学科 88 名，計 280 名（内女子 2 名）の合格者を出した。志願者が急減したのは，①県内学生の都会への進出，②他県の志願者の 3 分の 1 への急減，③試験科目の増加，④高い授業料によるものと推定されている⁶⁸⁾

4 月，大学の入学式を挙行し，338 名が入学した（うち女子 2 名）。経済学科は 231 名（うち女子 1 名），経営学科は 107 名（うち 1 名）であった⁶⁹⁾。このように，経済学科は前年と同様に文部定員，予算定員を大幅に，約 2 倍に上回った。なお式辞は未入手である。

また，本年度から若干の学則改正を行なった。それは第 5 条の改正（一般教養科目の人文，社会，自然科目について，それぞれ 3 科目 12 単位以上取得すること等），第 7 条の改正（単位数 124 単位を 140 単位以上に），第 21 条の改正（授業料 9,600 円を 1 万 5,600 円に）等であった⁷⁰⁾

11 月 20 日，30 周年記念事業の一つ，『松山商科大学三十年史』が刊行された。編集兼発行人は田中忠夫となっている。その目次と執筆者を示せば次の通りである。

「第一章 総記【第一～五節田中忠夫。六，七節増岡喜義】

第一節 創立経過（大正十二年まで）

第二節 基礎確立時代（大正十二～昭和八年）

第三節 渡部校長の就任と辞任（昭和八年十一月～同九年六月二年）

第四節 躍進時代（昭和九年～同十八年）

第五節 戦時統制の強化（昭和十五年～終戦）

第六節 転換期（昭和二十年七月末～同二十二年二月）

第七節 新制大学成る（昭和二十四年～現在）

第二章 教務【大鳥居蕃。第六節太田明二の協力】

68) 『松山商大新聞』第 47 号，昭和 28 年 3 月 20 日。

69) 『三十年史』143 頁。なお，合格発表数より入学者が多いのはその後，補欠で入学させたものである。

70) 『三十年史』138 頁。

- 第一節 草創（大正十二～昭和八年）
 - 第二節 躍進時代（その1）（昭和九年～同十五年）－時潮に棹さして－
 - 第三節 躍進時代（その2）（昭和十五年～同二十年終戦）－戦時統制の強化－
 - 第四節 転換期（その1）（昭和二十年九月～同二十二年三月頃）
 - 第五節 転換期（その2）（昭和二十二年四月～同二十四・六年）
 - 第六節 大学以後（昭和二十四年四月～現在）
- 第三章 生徒課【第一～三節田中忠夫。四～六節古茂田虎生。六節高橋始、八木亀太郎の協力】
- 第一節 校風草創期（大正十二年～昭和四年）
 - 第二節 校風成熟期（昭和五年～同八年）
 - 第三節 校風維持発展期（昭和九年～同十五年）
 - 第四節 戦時統制期（昭和十六年～同二十年終戦）
 - 第五節 転換期（昭和二十年～同二十四年）
 - 第六節 大学と学生補導（昭和二十四年～同二十八年）
- 第四章 図書館及び研究機関【第一節星野通。第二節大鳥居蕃、太田明二の協力】
- 第一節 松山商科大学図書館の沿革と現況
 - 第二節 研究活動
- 第五章 財団関係【増岡喜義】
- 第一節 財団（学校）法人
 - 第二節 財政
 - 第三節 校地及び校舎
 - 第四節 教職員に対する施設と教職員会等
- 第六章 校友会
- 第一節 草分け時代（大正十二年～昭和八年）
 - 第二節 予算制度の刷新（昭和九年～同十二年頃）

第三節 百花繚乱（昭和九年～同十五年末）

第四節 報国団時代（昭和十五年～同二十年終戦）

第五節 終戦後の校（学）友会（昭和二十四年～現在）

第七章 消費組合と温山会

第一節 消費組合

第二節 温山会

附 松山商科大学三十年史年譜

補遺 松山高等商業（経済専門）学校 松山商科大学 現（旧）教職員名⁷¹⁾

さて、この『三十年史』についてコメントしておこう。

『三十年史』は本学関係者による本格的な校史である。高商～経専時代の歴史を教授・校長として最もよく知っている田中忠夫が多く執筆している（総記の大部分）。第二章の教務課の箇所は、教務課長を長らく務めた大鳥居蕃教授が大半を執筆、第三章の生徒課の箇所は、本来は生徒課長を長らく務めた伊藤秀夫が執筆すべきであるが、現学長であり、代わりに戦前期を田中忠夫が、戦後期を学生課長である古茂田虎生が執筆している。また、法人関係は財政の専門家である増岡喜義、図書館は長年館長を務めている星野通が執筆するなど、その道の最も適任者が執筆し、息づかいの見られる優れた校史となっている。

しかし、つぶさに見てみると、この『三十年史』には種々の問題点、史実誤認、史料探索不足等が見られるのである。以下、問題点を挙げてみよう。

- ①まず、誤植があまりに多いことである。正誤表も入っているが、それでも漏れが多い。それは創立30年の記念式典を前に出版すべく、校正を十分にしなかったのが原因であろう。
- ②時代区分に関し、第一章の総記と第二章の教務で調整がなされていないことである。総記の第四節「躍進時代」は昭和9年から18年まで、第五節「戦

71) 『三十年史』目次より。

時統制の強化」は昭和15年から終戦までとなっているが、第二章の「教務」は第二節「躍進時代（その1）」が昭和9年から15年まで、「躍進時代（その2）」が昭和15年から終戦までとなっていて、「躍進時代」について齟齬があり、統一されていない。また、第二章の大鳥居の「躍進時代（その2）」が昭和15年から終戦までとなっているのは大変違和感がある。第2章も総記の時期区分に揃えた方がよかったと思う。というのは、昭和9年は田中忠夫が第3代校長に就任し、「日本一の高商」を掲げ、加藤彰廉校長時代のこぢんまりした高商から定員拡大をはかり（昭和13年度定員300名→450名、16年度450→600名）、教員を大きく増やし、校地拡大・校舎建設、運動場建設、学校美化に邁進し、昭和18年に創立20周年を迎える時代で、文字通り「躍進時代」であり、第二章の「教務」も第二節「躍進時代（その1）」も昭和18年までと、叙述した方が良かっただろう。

- ③総記の第四節「躍進時代」（昭和9年～18年）と「戦時統制の強化（の時代）」（昭和15年～終戦）は重なっているが、戦時統制の強化は昭和15年よりもっと早く日中戦争前後から始まっており、また田中校長の軍国主義・全体主義への迎合が始まっているのもっと早くした方がよい。また、昭和17年以降は、一般的に戦時統制の強化というよりも、戦争による「学園機能の喪失・崩壊の時代」とするのがリアリティがあってよいと思う。この点は拙著『松山高商・経専の歴史と三人の校長』（愛媛新聞サービスセンター、2017年）の第四章を参照されたい。
- ④松山高商の創立経過に関し、両加藤（加藤拓川と加藤彰廉）の関係について、総記の田中忠夫の説明が間違っていることである。同書の2頁で田中忠夫は「加藤彰廉氏はこの一文（筆者注：北川淳一郎の海南新聞記事「私立高等商業学校設立私案（上・下）」）に共鳴して早速北川氏を訪ねて懇談し、是非実現に力を尽くそうということで加藤恒忠氏に相談したのであった」と書いているが、これは逆で、加藤拓川が加藤彰廉に働きかけたのが真実である。もし、この時田中忠夫が、井上要の『拓川集 追憶編』（1933年＝昭和8年）

の中の一文や『北予中学 松山高商楽屋ばなし』（1933年＝昭和8年）、星野通編の『加藤彰廉先生』（1937年＝昭和12年）をよく読んでおれば間違わなかったのではないかと思う。そして、その後、この田中の説明が、学校の「三恩人」の解説で書かれており、『三十年史』の田中忠夫の誤解が今日まで続いているのであり、その責任は大きい。

- ⑤財団法人松山高等商業学校の文部省への申請日と認可日に関して、総記の田中忠夫の史実確認が間違っていることである。同書の9頁で田中忠夫は「かくて成った寄附行為は大正十一年十二月二十六日に文部省の認可を得た」と記しているが、大正11年12月26日は文部省への申請日であり、認可日は翌大正12年2月22日である。同様の間違いは第五章の財団関係を書いた増岡喜義にもみられる。同書の217頁で、増岡喜義は「新田長次郎氏の美挙と、これを扶ける加藤恒忠、加藤彰廉二氏らの献身的な努力によって、実際の着手以来僅か半歳足らずで、大正十一年十二月二十六日、財団法人松山高等商業学校が誕生したのである」と記している。田中忠夫も増岡喜義もいずれも、史料をよく調べて書かなかった誤りであり、その後もこの間違いを引用したりする研究者もいて、田中らの責任は大きい。
- ⑥校訓「三実主義」の宣言日に関してである。加藤彰廉校長は大正15年3月8日の第1回卒業式で校訓「三実」を宣言するが、田中忠夫は『三十年史』の執筆段階で、加藤校長がいつ宣言したのか、確定できなかったことである。同書の156頁で、田中忠夫は次のように述べている。

「その発表（筆者注、三実の宣言）がいつ又如何なる形式でなされたものであったかはやや分明を缺ぐのであるが、大正一五年から昭和二年の春迄の間に発表されたものであろうことは疑うことができない。

発表の時と形式－これについては数説があつて定め兼ねる。大正十三年十月十日開校式当日に発表せられたとする一卒業生があり、又大正十五年三月の第一回卒業式の訓示で述べられたとする他の卒業生がある。今一つ

は大正十五年の九月に校歌が制定せられる際、その中に『校訓三実我が身に体して』と歌い込むことによつて発表し、その説明は昭和二年の第二回卒業式の訓示の機会においてでなかつたかというのである。

一番合理的なのは、第一回卒業式当日の訓示説であるが、しかし、その年の卒業生に与える言葉が高商新聞に載っているが、その中に一言もこれに触れてなくて、却って昭和二年の卒業式の訓示に語られていることよりして少し腑に落ち兼ねるのである。一度教授会で校訓をこのように定める積りだという発表があつたことは事実であるが、その日時は大正十四年七月以後であることだけはわかつていて後は不明である。学校日誌、教授会記録を焼失していて確かめる方法がない]⁷²⁾

田中忠夫が校訓「三実」の宣言日を確定できなかった原因は『松山高商新聞』の第九号（大正十五年四月十二日）一面を見落とした点にある。同新聞に次のように記載されている。

「去る三月八日第一回卒業式席上に於て、校長は校訓を左の通り宣言せり。

一、 実用 Useful

一、 忠実 Faithful

一、 真実 Truthful

因に右の校訓を要約して三実と呼び又用忠真 U, F・T.とも称し、知徳体なる静的なるに比し用忠真は動的にして、実業界に雄飛すべき本校学生に対する校訓としては誠に麗はしきものと言ふべし]⁷³⁾

このように、田中忠夫がもっと史料を調べておれば、このような結果にはならなかつたのである。

72) 『三十年史』136頁。

73) 『松山高商新聞』第9号、大正15年4月12日。

⑦田中忠夫の校訓「三実主義」の定義の明文化の年月に関し、間違いが見られることである。

田中忠夫は在任中の昭和16年4月、加藤校長の校訓「三実主義」に対し、その内容の「再確認」と「確定解釈」を施し、同時に「真実」をトップに出して「真実・実用・忠実」の配列順序に変えた。その経緯ならびに発表の年月について、同書の174頁で、田中忠夫・古茂田虎生は次のように述べている。

「昭和十四・五年頃になると、校訓三実主義の内容如何ということがようやく問題になり始めた。加藤校長逝去後に来任した教員が多くなつたこと、校訓制定以来十五年を経、加藤校長逝去後でも七年を経過して、校訓の再検討を要する時期にもなつたこと、説かれること少く、又書かれること殆どなかつたこの校訓（昭和二年の卒業訓示が現存文献の唯一のものである）は、今にして確定解釈を下して置かないと内容不明になるかも知れないという不安のあること、又時局の要請により、指導方針に新しい要素が次々に加わりつつある現状で、三実主義はどのような位置を占めるべきであるかという実践的必要の加わつたこと。およそ以上のような理由から、学校としての意志表示をすべきであるという意見が教員間に漸次強まって来た。

たまたま昭和十五年の初頭、第十一師団司令部の某少将が、県内の或る公開の席上で、本校の校訓に対する批判らしきものを洩らしたことが、一卒業生によつて田中校長に伝えられた。それは『教育勅語以外に校是・校訓の如き特異のものを作る学校があるが心得難い。師団は幾つあつても一つの軍人勅諭で十分である如く、学校は幾つあつても一つの教育勅語の信奉でもって足る筈でないか』というのである。前述の理由もあり、又直接にはこれが刺激となつて、田中氏は『校訓三実主義』という一文を草して、昭和十五年度の生徒要覧の巻頭に載せた』⁷⁴⁾

このように、ここでは、昭和15年度の生徒要覧に校訓三実主義の明文化をしたと述べているが、実は、昭和16年度の間違いである。田中忠夫自身が「三実主義」を明文化したにもかかわらず、本人の記憶が間違っているのである。その原因は田中忠夫が『三十年史』執筆時点において、史料を確認せず記憶に頼って書いたからであろう。

『松山高商新聞』第164号（昭和16年4月25日）の記事は次の通りである。

「三実の信条を以て薫化せん 聖校長の訓へ明文化さる。

本校創立当時加藤初代校長によって制定された真実・実用・忠実の校訓三実は新田温山翁及加藤聖校長の人格の縮図として生まれたもので、この三実主義は本校の生命であり本校生徒の生活の根本信条であるが、近年稍もすれば之の解釈が区々となるやの感あるに鑑み今回此の三実主義の精神、解釈を明文し、その精神を更に徹底、昂揚するため 始業式に当り校長から正しい解釈が発表されると共に生徒要覧にも掲載された」⁷⁵⁾

田中校長が校訓「三実主義」を明文化した時期について、いまだに本学園では「昭和15年生徒要覧」説が誤って引用され続けており、『三十年史』ならびに田中忠夫らの責任は大きいといえる。

⑧第2代校長渡部善次郎に関して、田中ら『三十年史』は大変評価が低く、且つその就任時期も誤っていることである。『三十年史』の総記の第三節「渡部校長の就任と辞任（昭和八年十一月～同九年六月）」は僅か2頁足らずに過ぎず、殆ど無視しており、また就任時期は「渡部校長の選任はやや唐突であった。井上要理事は何の先ぶれもなく、十一月十八日朝渡部氏を帯同して来校し、教職員に対して同氏を起用したとの通達があり、時を移さず講堂に於就任式が行なわれた」と記している。ここで、「十一月十八日朝」と

74) 『三十年史』174頁。

75) 『松山高商新聞』第164号、昭和16年4月25日。

あるが、これは間違いである。それは田中らが『松山高商新聞』第八十九号（昭和九年十一月二十五日付け）の記事を見落としたからである。同紙は「渡部新校長を迎ふ」と題し、次のような歓迎の記事を載せた。

「本校創立以来校長として今日の基礎を築かれた加藤校長逝きて既に二ヶ月、平和の学園に悲の色濃く、教授にも生徒にも常に一抹の淋しさが漂って居た。

一日も校長なくしては校務を処理し、生徒の訓育教化を為すは至難である。由来私立学校は師弟相互間の関係最も親密なる事第一にして、本校々長は学力深淵且経営の才に秀で、人格高潔、生徒の真情の真の理解者たる事を要し其の人選頗る難事である。

茲に渡部善次郎先生後任校長に決定され、十月二十六日午前九時、就任式挙行されるに及び、主なき東南隅の校長室にもたちまち光挿しこみ、今は学園至る処華やかな談笑の声さへ洩れるに至った。

先生は人も知る如く早稲田大学、米国エール大学の出身にして、長き教育界の経験は高邁なる其の識見、人格と相並びて我等の敬慕措く能はざる所である。特に本校創立以来『高商の守神』として教頭の重職を占められ、校長就任式に当たりては力強く『加藤校長の遺志に基き、生徒中心主義を以て』と発表され、生徒の真の理解者たる事を裏書された。

我校は創立以来既に十年を閲し、一大発展の時代に移りつゝある。此の時に当り斯る名校長を得た事は喜びに堪えないところであり、我等は先生の教に遵ひ一致協力して校運の発展を期す可きである」⁷⁶⁾

⑨最後に年表にも間違い、不正確さがみられることである。寄附行為の認可日、渡部校長の就任日、田中校長の就任日の間違い、加藤校長の校訓「三実」の

76) 『松山高商新聞』第89号、昭和9年11月25日。

宣言、田中校長の定義の明文化の年月がない、等々。

以上のように、『三十年史』には種々の誤りがあり、その記述については是正しなければならないと思う。

11月21日には、去る7月以来700万円を投じて建設中の新講堂（一部2階建て、538平方メートル、現在の50年記念館の位置）が完成した。

そして、11月21日から3日間、30周年記念事業が盛大に行なわれた。21日には記念祭の最初を飾って午前10時から完成したばかりの新講堂にて、学習院大学院長の安倍能成が「大学の自由」、同政経学部長舞出長五郎が「世界平和と日本経済」、学習院女子短大学長小宮豊隆が「ゲーテの畏敬」と題し講演会を行ない、満員の聴衆に感銘を与えた⁷⁷⁾

11月22日、創立30周年記念式典が安倍能成、久松定武知事、黒田松山市長ら多数の来賓を迎え、新講堂にて盛大に挙行された。

伊藤学長の式辞の次の通りである。

「本日本学創立三十周年記念式典を挙行致しますにつき、文部大臣御代理其他多数の貴賓の御参列を恭うしました事は本学の非常な光栄であります。こゝに本学園を代表致しまして謹んで御礼申し上げます。

大正十二年春松山高商として発足以来三十年、順次成育致しまして今日では併設の夜間短期大学をも含め学生数一千余名の大規模な松山商科大学となり、我国教育界に一つの重要な存在となるに至りましたが、其の間に経過した道は決して平坦なものではありませんでした。

戦時中下に於ても可能なるあらゆる方法によって学生を督励し学術の研究と品性の修養とを忘れしめなかつたのでありますが、当時かく迄の努力と苦心とを払っていた学校は必ずしも多かつたものではありません。戦後一時は学園の本義も多年の伝統も全く失われんとする致命的危機もありまし

77) 『松山商大新聞』第53号、昭和28年11月20日。

たが、これは全国の学校の運命であって決して我学園だけの問題ではありませんでしたけれども、恐らく三十年の歴史中最も心痛すべき時でありましたろう。又焼失した諸設備の復興は学校自体の財政事情と国内に於ける資材欠乏の結果至難中の至難でありました。加えて丁度新制度のもと大学に切りかえねばならぬと云う大問題が起りまして、之が為には法人の根本的改革、設備の充実、教授陣の強化などでありましたが、何れも完全に克服し得まして、難関を突破する事ができました事は、第一に創立者新田家が三十年間真に終始かわらざる援助を与えられた事であり、第二に我学園の教職に在る己が同僚が三十年来その酬いられるところ薄きにも拘わらず、実によく三実主義を中心とする建学の精神に徹し、伝統の美風を重んじ、天おだやかな日も波高き日も常によく一致和合して進路あやまたず、一人として私の為に全体の和を破らんとする如き人のなかつた事である事を思う時、此の様な伝統を樹てられた先人諸先生に対して謹んで感謝の意を表します。第三には戦災復興及び併行して行わねばならぬ大学昇格の要する金額は少なくなかつた。新田家、温山会、父兄会等が始めて後援会を組織し寄附金を募集する事と致しました。その他、県が設けたる大学期成同盟会よりの援助、なお又文部省よりの戦災復興資金等により学園の復興と大学昇格に絶対的の力となつた事は申す迄もありません。第四に年々の卒業生の就職状況が良好である事は社会各方面からの本学に対する信用と好意とによるのは申す迄もありません。

私はここにこれ等四、五の主たる要因を述べ、今更めかしき事柄ながらその何れに対しても心からなる謝意を表し、其の言葉の足らざるを嘆する次第であります。之らの力のお蔭で我学園は漸くにして三十年の齢を重ねました。併し我国新制大学にはなお改めらるべき点多きのみならず、現在要求される基準から見ても我学園が十分なものでないのは申す迄もありません。之を充足し本来の使命を全うする為にはなお幾多の改善拡充を必要とするのでありますが、之を支弁する財政に就ては実に心痛に堪えぬもの

があります。御承知の如く新学制と同時に私学は学校法人の設立するものとなり、その性質著しく公共性を帯び、而も私人又は私的団体の利益の為という色合を除去し、その職能も又官公立と同様視される事になりました。私は三十年の歩みを回顧し、現在及び将来を通じ先輩の跡をたどって校運の益々隆々たらん事を期すると共に、前に述べました諸方面のかたがたがこの学園の志を達成せしむる為に従来にかわらざる好意と援助とを与え与えられん事を懇願にたえません。

本日は多数のお客様のお出を願いおきながら、其の前をはばかり愚痴に類する懐旧にふけり、甚だ恐縮至極であります、此の良き日に過去を顧み、先人の功を追慕し、又学園の好意と援助を与えられた皆様方に満腔の謝意を表する次第であります」⁷⁸⁾

翌日の『愛媛新聞』に式典の状況が次のように記されている。

「創立三十周年を祝う松山商科大学の記念式典が来賓、卒業生などおよそ七百名を迎え二十二日朝十時から新装なった同学講堂で盛大に行われた。伊藤学長の式辞、久松県知事、安倍学習院院長ら来賓、武智松山商大後援会長、牧野同温山会（同窓会）長らの祝辞、祝電披露などがあったのち、同学の育成発展に功績のあった松山商大後援会など七団体、五氏に感謝状、また教授、事務員として同学の躍進に寄与した永年勤続者に表彰状がそれぞれ贈られた。

また、当日は記念式典として並行して『松山商大三十周年の歩み展覧会』や音楽会、小劇場、討論会などが催される。

なおこの日の表彰を受けた永年勤続者（十五年以上）は次の十一氏である。

78) 『松山商大新聞』第53号、昭和28年11月20日。簡略したものが『五十年史』277頁。

星野通，大鳥居蕃，高橋始，伊藤秀夫，古川洋三，田中忠夫，増岡喜義，川崎三郎（以上教授），野間清茂，井手光輝，黒田芳郎（以上事務員）⁷⁹⁾

また、『松山高商新聞』の記念式典の記述も紹介しておこう。

「松山商科大学三十周年記念式典は秋深く、城山の木々が紅葉した十一月二十二日、未だ木香のただよう新講堂で学習院大学総長安倍能成氏，広島大学学長森戸辰男氏，愛媛大学長辻田力氏，新田家代表，温山会代表，愛媛県知事久松定武氏その他，松山市長，愛媛商工会議所会頭ら列席のもとにコーラス部の三十周年記念讃歌の合唱をもって，幕が切って落とされた。新講堂正面の壁に安倍能成氏直筆の『唯真故新』が美濃紙に黒々と書かれ，時折さし込む，淡い日光に，鮮やかな印象を残していた。太田教授の開会の辞に続いて学長式辞，文部大臣祝辞代読，参列者の祝辞と相続き，太田教授の閉会の辞を最後に十一時三十分盛大裡に幕を閉じた」⁸⁰⁾

1954（昭和29）年3月上旬，大学第3回卒業式が挙行政され，227名が卒業した。⁸¹⁾

1954（昭和29）年3月20日，伊藤学長が理事会により再任された。このとき，67歳であった。

第6節 1954（昭和29）年度

本年度の校務体制は，前年度と同様で，事務局長が増岡喜義（1952年7月～1957年4月），教務課長が太田明二教授（1949年4月12日～57年4月30日），学生課長は大野武之助教授（1953年9月～57年4月），庶務課長は菊池

79) 『愛媛新聞』昭和28年11月23日。

80) 『松山商大新聞』第53号，昭和28年11月20日。また『五十年史』276～277頁は商大新聞から簡略した引用をしている。

81) 『六十年史（資料編）』。なお、『温山会名簿』では236名。

金二郎教授が続け(1952年7月～57年4月)、再任の伊藤学長を支えた。また、財団法人面では、星野、大鳥居教授が理事を続け、伊藤理事長を支えた。

本年度の入試が3月中旬に行なわれ、志願者は978名であった。そして、334名の合格者を発表した。競争率は2.9倍であった⁸²⁾

そして、4月、入学式が挙行された。

10月8日、伊藤学長は長年の私学教育振興への貢献と能楽の造詣をもって、県教育文化賞を授賞した。

12月16日、教授会を開き、来年度から単位制度の改革を実施することを決めた。その大要は次の如くであった。①受験資格について。従来の受験資格は履修届けを出し受講すればその年度にかかわらず受験資格が与えられたが、新制度では当該年度のみとした。②卒論と演習について。卒論(4単位)と演習1部、2部(8単位)を重視し、必修とした。もし例外的に卒論、専門演習が履修できない場合にはその単位の2倍(24単位)を履修しなければ卒業できないとした。③1年間の履修単位について。今まではなるべく42単位を超えないよう履修する事が望ましいであったが、新制度では1年間の履修単位は50単位を超えて履修することはできないとした。④2年間の履修単位数について。今までは4年間を通じて140単位履修すればよかったが、今後は2年間で65単位以上は履修しなければならない、即ち、2年間で65単位以上履修していないと4年間で卒業できないことにした。そして、この新制度は新入生から実施することにした⁸³⁾

1955年3月上旬、第4回卒業式が行なわれ、290名が卒業した⁸⁴⁾

第7節 1955(昭和30)年度

本年度の校務体制は、前年と同様で、事務局長を増岡喜義(1952年7月～

82) 『松山商大新聞』第55号、昭和29年5月20日。

83) 『松山商大新聞』第60号、昭和29年12月27日。

84) 『六十年史(資料編)』。なお、『温山会名簿』では293名。

1957年4月), 教務課長を太田明二教授(1949年4月12日~57年4月30日), 学生課長を大野武之助教授(1953年9月~57年4月), 庶務課長を菊池金二郎教授が続け(1952年7月~57年4月), 伊藤学長を支えた。また, 法人面では, 星野, 大鳥居教授が理事を続け, 伊藤理事長を支えた。

本年度の入試が, 3月中旬に本校, 京都, 福岡の地にて行なわれた。募集定員は経済, 経営ともに各125名であった。そして, 合格発表があり, 4月, 入学式がなされた。

本年度から卒業論文と専門演習が必修となった。

7月1~3日, 本学で14校, 百数十名が参加して西日本学生経済学研究大会の結成大会および第1回研究発表会が行なわれた。その規約は本学の学生が作成したものであった。この時の講演は本学の太田明二教授が「経済自立と経済学の動向」と題して講演し, 貿易問題, 金融財政問題, 産業問題, 農業問題の4分科会にわかれて討議がなされている⁸⁵⁾

11月8日, 伊藤秀夫理事長は, 教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の申請(中学校の職業, 英語, 高等学校の商業, 英語)を文部省に行なった。その申請書は次の通りである。

「松山商科大学免許状授与の所要資格を得させるための課程(正規の課程)認定申請書このたび教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の二および同法施行規則第二十一条の規定により免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定を受けたく別紙書類を添えて申請いたします。

昭和三十年十一月八日

学校法人松山商科大学理事長 伊藤秀夫

文部大臣 松村謙三殿⁸⁶⁾

85) 『松山商大新聞』第64号, 昭和30年7月6日。

86) 『申請書類』。

そして申請書類の目次は次の通りである。

「一、学部学科組織及び学生定員	一頁
二、授与を受けさせようとする免許状の種類	二頁
三、免許教科に関する校舎等施設の概況	三頁
四、免許教科に関する図書・標本・機械器具	十一頁
(一) 図書	十一頁
(二) 標本	十三頁
(三) 機械器具	十三頁
五、教科及び教職に関する専門科目並びに履修方法	十五頁
六、学部又は学科専攻別教員組織	十九頁
七、教科及び教職に関する専門科目教員表	二十九頁
八、教育実習概要	三十一頁
九、学則	四十一頁 ⁸⁷⁾

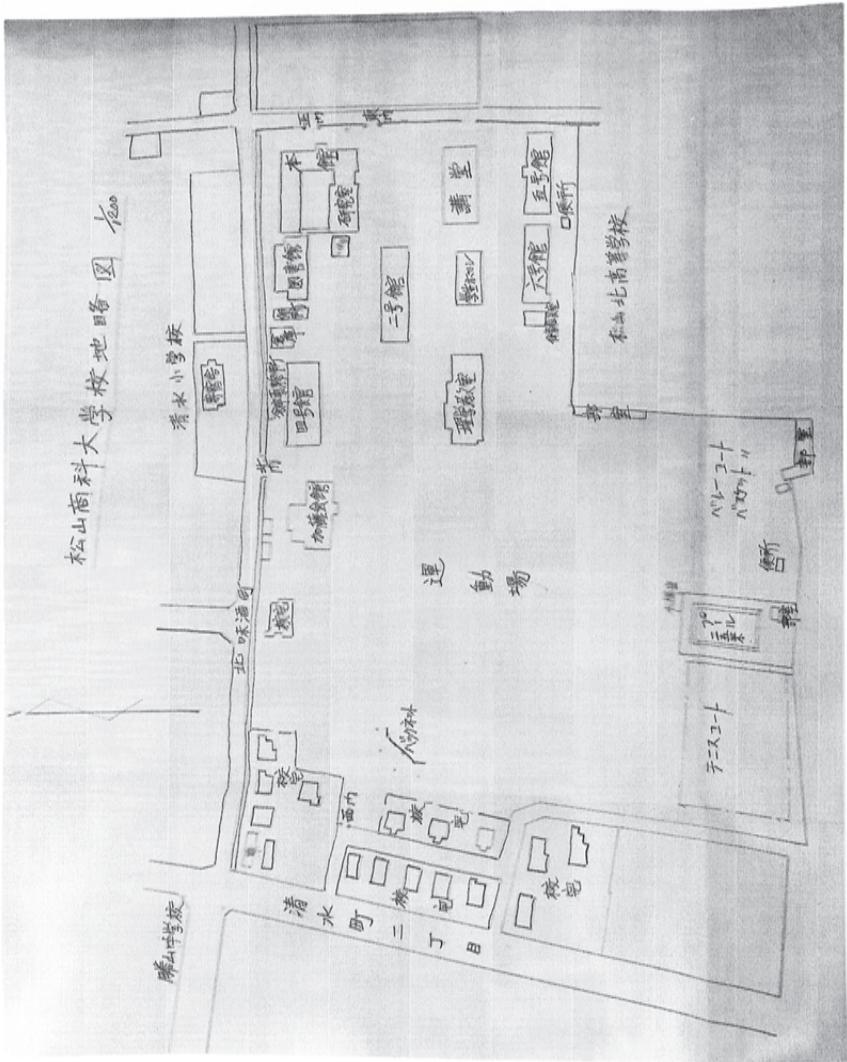
第二の「授与を受けさせようとする免許状の種類」は次の通りであった。

「中学校	職業	一級、二級
	英語	一級、二級
高等学校	商業	二級
	英語	二級 ⁸⁸⁾

第三の「免許教科に関する校舎等施設の概況」の校地略図、建物平面図は次の通りである。

87) 『申請書類』。

88) 同。



第四は略す。

第五の「教科及び教職に関する専門科目並びに履修方法」は次の通りである。

「中学校職業・高等学校商業

学科目	必修単位	選択単位
経済原論	四	
経済政策概論	二	
財政	四	
商業概論	二	
経営学総論	四	
会計学	四	
簿記実践（第1部）	二	
簿記実践（第2部）	二	
民法（総則）	四	
職業指導	四	
産業概説	二	
工業概論	四	
商業実習	四	

中学校英語・高等学校英語

英語学 英文法	四
英語学 音声学	二
英語学 会話	四
英文学 英文学史	四
英文学 英詩	四
英文学 近代英文学	二
英文学 近代米文学	二

英文学	現代米文学	二
英文学	現代英文学	二
英語演習	英作文	二
英語演習	英文学	二
英語演習	米文学	二
教職に関する専門科目		
教育原理		三
教育心理学・青年心理学		三
教育法（商業，職業）		三
教育法（英語）		三
教育実習		二
教育行政		三

備考 商業科の免許を得んとするものは右教科に関する専門科目（職業指導を除く）のほかに尚五十二単位（職業指導を除く）取得しなければならない

職業科の場合は右科目（職業指導，産業概説，工業概論，商業実習を除く）のほかに五十二単位（同右）取得しなければならない⁸⁹⁾

第六～第八は略す。

1955年，月日は不明だが，伊藤学長は脳軟化症を患い，軽い言語障害で臥せった。しかし，その後快方に向っている⁹⁰⁾

1956年3月に第5回卒業式が挙行され，292名が卒業した⁹¹⁾

89) 『申請書類』。

90) 『松山商大新聞』第68号，昭和31年1月22日。

91) 『六十年史（資料編）』。なお，『温山会名簿』では289名。

第8節 1956（昭和31）年度

本年度の校務体制は、事務局長が増岡喜義（1952年7月～1957年4月）、教務課長が太田明二教授（1949年4月12日～57年4月30日）、学生課長は大野武之助教授（1953年9月～57年4月）、庶務課長は菊池金二郎教授が続け（1952年7月～57年4月）、伊藤学長を支えた。また、財団法人面では、星野、大鳥居教授が理事を続け、伊藤理事長を支えた。

4月1日、伊藤学長は経済学科の工業政策の新教員として、望月清人氏を講師として採用した⁹²⁾

さて、本年度の入試が、3月12日、13日に本校、京都、福岡の地にて行なわれた。募集定員は経済、経営ともに各125名であった。そして、合格発表があり、4月、入学式がなされ、経済学科220名、経営学科75名が入学した⁹³⁾

本年8月21日に教職課程の認可を受けた（1956年4月に遡及）。

10月に、伊藤学長は教職課程の要員として、教育心理学、青年心理学、教育実習の担当として井出正を講師として採用した⁹⁴⁾

本年、伊藤学長は前年から脳軟化症を患い、言語障害が出ており、不自由な生活を送っていた。伊藤学長は体調を崩して長期休暇に入るも、辞めると言わないので、世間の批判があったようである。「増岡さんから直接聞いた話ですが、伊藤さんを、1日も早く辞めさせなければいけない、と言っていました」（神森先生よりの聞き取り）。

1957（昭和32）年1月、伊藤学長は年頭所感を『松山商大新聞』第73号に載せた。それは次の如くであった。

92) 望月清人氏は1932年1月福岡県生まれ、1955年3月神戸大経済学研究科修了、同年4月神戸大学助手をしていた。

93) 『松山商大新聞』号外、学園案内号、昭和31年4月13日。

94) 井出正は1922年2月生まれ、1943年広島高等師範学校理科第1部卒、1946年広島文理科大学教育学科心理学専攻を卒業し、愛媛県の中学、高校の教員をへて、愛媛県教育研究所所員をしていた（退職記念号より）。

「本年は本学の就職状況は近年にない好結果を得つゝある事は、学校の当局者として、非常に愉快な事であります。学校の卒業生の就職状況のよしあしを一喜一憂する事は、本来の大学の目的と必ずしも一致せぬ事かもしれぬが、とにかく卒業生が自分の職業を得ざるは非常に遺憾とすべきものであって、各学校ともに就職の状況を何よりも大事と思ふのが常であります。

扱本年は既に年内に百二十名を超えておりまして、それに本年の春に定まるべき自宅営業者、大学院入学者、各種高等学校への就職者を加へますと、来る三月末には著しくその数を増すことと存じます。この年頭所感は吾々大学人を此の上なく喜ばしく思はせるものがあります。

これ偏えに学生の勉強によるのは申すまでもありませんが、平生からの多数教授、其他の先生方の一致して思想的に、又学問研究上に大なる努力を払って下さった賜でありますと共に、多数の卒業生の多年に亘り社会に植へつけた信用の賜ものであると思います。

又一つには、今日では私立大学の公共性といふことを考へて、其の入学するに当って、官・私の別をつける様なことは、実に馬鹿げた考へと思はれるに至ったことである。此の公共生の豊なる大学ならば、其の本人の資質と真面目さによっては、有為にして且つ立派なる人格者となり得る事は、丁度英国のパブリック・スクールの如く、なさんと思へば必ず為し得るという事であります。これ等のパブリック・スクール又は諸々の大学は、たとへばオックスフォード又はケンブリッジの如く英国のバックボーンとなれる人物を輩出せる諸学校は、最も公共性に富みたる私立学校であるのであります⁹⁵⁾

1957（昭和32）年2月、伊藤学長はついに病気のため退職した。そこで、

95) 『松山商大新聞』第73号、昭和32年2月7日。

星野通教授（理事）が学長職務代理に任命された。

そして、星野通学長代理の下で、学長選挙制度作りが行なわれた。具体的には、「事務局長の木村真一郎さんが、色々と他の大学のことを調べて、候補者推薦委員会方式により、そこで、推薦された者について有権者の投票にかける、という原案を作りました。この時は、事務職員は、一部の役付きだけが選挙権者でした。その後拡大して、全員選挙権を持つこととなりました」（神森智先生より聞き取り）。

3月7日、「松山商科大学学長選考規程」制定された。推薦委員会方式であり、候補者3名以内を推薦する制度であった。推薦委員会を開き、学長候補者に星野通教授一人だけを推薦した。

3月30日、学長選挙が行なわれ、星野教授が選出された。反対票は1票であった（神森智先生より聞き書き）。

3月31日、伊藤学長が退職した。

1957年4月1日、星野通教授、第2代松山商大学学長兼理事長に就任した。

同日、伊藤前学長が名誉教授に選任された。

第5章 伊藤秀夫の死

1957（昭和32）年3月31日、伊藤秀夫が学長職を退いたあと、言語が不自由ながらも、悠々自適の生活を送り、好きな謡を楽しんでいた。しかし、脳軟化症を再発してからは好きな謡も禁ぜられた。

1962（昭和37）年10月24日に道後公会堂にて洋々会500回記念演能会があり、秀夫は不自由ながら出席した。しかし、その2カ月後の12月30日、伊藤秀夫は永眠した。79歳であった。葬儀は1963年1月4日松山市末広町の正宗寺で挙行された。

『松山商大新聞』第116号に、伊藤前学長逝去の記事が載せられているので紹介しておきたい。

「前学長伊藤秀夫氏は去る十二月三十日、脳軟化症のために、市内道後今市の自宅で死去された。七十九才。告別式は一月四日午後二時から市内末広町の正宗寺で行われた。

なくなられた伊藤前学長は明治三十五年松山中学校卒業後、早稲田大学文学部哲学科に進まれ、卒業後岩手県立一関中学教諭を最初に、同四十一年北予中学校（現在松山北高校）、大正二年松山中学校で教べんを執られ、同十四年には本学の前身である松山高商に迎えられ、同十五年教授とられた。また昭和四―五年には英国に留学されている。戦後二十二年松山経専（本学の前身）校長となり、高商以来第四代目の校長に就任、同二十四年松山商大学長、以後同三十二年辞任されるまで本学学長を務められた。専攻は英語学。

なお同氏は下掛宝生流家元代理宝生弥一師（無形文化財・松山市出身）の育ての親でもあり、謡の面でも知られ、昭和二十九年同流曲謡本改訂制作や私学の振興業績等により第三回県教育文化賞を受賞されていた。

本学在職中の同氏が、経専時代の生徒課長の頃、学生の間では「ボラさん」の愛称があり、厳しさと人間味のある暖かさを兼ねそなえられた人として尊敬され、親しまれていた。戦後まもなく学長になられ、本学の復興にも尽力され、創立三十周年を名実共に盛大に迎えられたのも伊藤先生の学長時代であった⁹⁶⁾

最後に、星野通学長の追悼文「伊藤先生を憶う」を紹介して締めくくりとしたい。

「前学長伊藤秀夫先生。八十才の高齢を以て去る三十七年十二月三十日他界された。香り高い蘭の花、一輪、音もなく散って一めんの余香があた

96) 『松山商大新聞』第116号、昭和38年1月25日。

りを深い悲しみにつつま。…まさにこういった感じである。

最後に先生にお目にかかったのは一月程前の十一月終わりだった。所は黄ばんだ城山が美しく見える松田池近くであり、令息恒夫君と散歩していられた。しばらく学校の近況などをお話して別れたが、その時の先生の十徳とベレイ帽姿が妙に印象的である。

先生は若い頃、自由の学風をしたって早稲田大学にまなばれた。亡くなった杉森孝次郎氏など同級生だったらしいが、同大学では、のち同大学教授となった関余三郎氏と首席をあらそはれたという。後年英語学者となられたが、早大での専攻は哲学だったのだ。その片鱗は先生の日常のお言葉や、読んでおられる本でときおりうかがへた。大正十五年松山高商に英語の先生として来任。昭和六年七月頃、先生憧憬の国だったイギリスに留学された。二十二年には経専校長となられ、更に二十四年大学への改組後の初代学長となられた。終戦直後、焦土と化した学園の復旧につくされた功績は大きかったし、また全校の牽引車となり、或は議論の多い連中のよき潤滑油となって大学づくりに努力された御苦勞は一しほだったと思われる。三十二年病氣隠退後はお好きな謡に親しんで悠々自適されていたが、最近急に病あらたまって再びたてなかつた。安倍能成先生などととともに先生は典型的なオールド・リベラリストであり、また品のいいイギリス型のゼントルマンであった。厳格な半面、きはめて人情に厚い暖かな性格の持主であり、しかもウイットとユーモアに富まれ、同僚とひとときを炉辺に談笑しては、きく者をして春風春雨一時にいたる思いあらしめた。不正をにくむことはげしく、学生に対しては秋霜烈日の厳しさでのぞまれる半面、溢れる様な暖かさ、やさしさを以て接し、長年に及ぶ高商、経専の生徒課長時代、「ボラさん」の愛称で学生におそれられ、尊敬され、親しまれた。汲めどもつきぬ先生の美しい人間性が学生をしてかく感ぜしめたのであろうが、専門学校歴代生徒課長の中で名課長であった。

わたしがはじめて先生を知ったのは大正三年松山中学入学時、そして学

校同僚として御つきあいを願うようになったのは大正十五年頃だったと思う。以来才月ながれて、五十年、思へば半世紀にも及ぶ長い御つきあいだったが、その間先生を尊敬する念こそいやまされ、いやな思いをしたことは一度だってなかった。平凡な表現だが、これは先生の御ひと柄が本当によかったからだらう。惜しい人をなくしたものである。

先生との御つきあいの中でいまだによく記憶にのこるのは昭和十五年頃からいつとはなしにはじまり、終戦前後までつづいた湯豆腐会のことである。山越に長建寺という古寺があり、そこに一寸したはなれがある。いつの頃だったか、先生の首唱でいま同志社大学の教授をしていられる住谷博士、東北大学の哲学科の教授木場深定氏、亡くなった高橋一洵氏、古川洋三氏、それに小生が加はって、そこで豆腐をつついて馬鹿話に興じたことがある。勿論、上戸はのみ下戸はヒタスラ豆腐と魚をくった。これがはじまりで年に五、六度、ここで豆腐を喰うて性談ならぬ竹林七賢人の清談をやった。凡そ五、六年はつづいただろうが、あまり人の悪口、かげ口をいはない気持ちのいい会合であった。そのときの一杯気嫌に陶然として人生の機微を語る先生のお顔が、いまも目にちらつく。豆腐と先生！ 本当に奇妙なそしてなつかしい思出ではある。

思出はつきないが紙数に制限がある。こころで筆をおこう。最後に先生が生前愛誦されたワーズワースの言葉、ハイシンキング、ブレインリヴィングを口づさんで先生のお冥福をお祈りにすることにする（三十八年一月十三日）⁹⁷⁾

墓は道後の常信寺にある。

97) 同。

ま と め

以上、伊藤秀夫と松山商科大学の誕生に関し、明らかになった点、再確認される点についてまとめておきたい。

第1に、伊藤秀夫は大器晩成の人である。松山高商の教授に就任したのは、1926（大正15）年で実に43歳の時であった。

第2に、伊藤秀夫の人柄は温和、思想は大変リベラルであったことが再確認される。イギリス留学の体験も伊藤のリベラルな思想に拍車をかけたと思われる。戦前、戦時の軍国主義・全体主義のなかにあってもリベラルな思想、考えを持ち続けていたといえる。

第3に、伊藤秀夫は学校の校務として生徒課長を長らく務め、若き田中忠夫校長を支え続けたことである。ここから、伊藤秀夫は同僚からも生徒からも大変信頼されていたことが判明しよう。また、行政手腕も有したといえよう。

第4に、敗戦後、田中校長が公職・教職追放された後、教授会、職員の圧倒的多数の支持を得て、伊藤秀夫が第4代の高商～経専校長に推挙されたが、ここにも、伊藤秀夫が教職員から信頼されていたことが再確認されるであろう。そして、伊藤秀夫は新憲法、教育基本法下の平和で民主的な文化国家・新生日本の建設に大変ふさわしい校長であったことが確認されるのである。

第5に、伊藤秀夫校長の最大の課題は大学昇格問題であった。大学昇格のための膨大な申請書類を作成し、見事に大学に昇格させ、学内外の期待に応えた。これは伊藤の教育人生で最大の功績であったと評価できよう。

第6に、伊藤秀夫学長はさらに勤労者のために夜間の短期大学部の申請も行ない、短期大学部を開設した（1952年4月）。これも高く評価されよう。

第7に、伊藤秀夫学長は草創期の松山商科大学の基礎づくりのために多大の貢献をした。以下、まとめてみよう。

①新校舎を建設した（1948年4月に旧2号館、旧4号館、1949年9月理

化学室，1952年1月旧5号館）。

- ②研究室を竣工させた（松山商科大学設置申請時に加藤会館の1，2階に，また，短期大学部設置申請時に本館の1，2階に）。
- ③水泳プールを竣工させた（1951年7月）。
- ④学生ホール・食堂を竣工させた（1952年10月）。
- ⑤新講堂も竣工させた（1953年11月）。
- ⑥松山商大論集を創刊した（1950年1月）。
- ⑦私立学校法制定に伴い，財団法人を学校法人に組織変更し，寄附行為を制定した（1951年3月）。
- ⑧教授会規則を制定した（1952年1月）。
- ⑨教職課程を設置し，教員免許の道を開いた（1952年，1956年）。
- ⑩『三十年史』を刊行した（1953年11月）。
- ⑪有能な教員を採用した。八木亀太郎，上田藤十郎，入江奨，稻生晴，神森智等々。